

静岡県 富士市

国指定史跡 浅間古墳 保存活用計画

Preservation and Utilization Plan for
the Nationally Designated Historic Site
Sengen Mounded Tomb

富士市教育委員会

2025年8月

Fuji Municipal Board of Education, Aug. 2025



静岡県 富士市

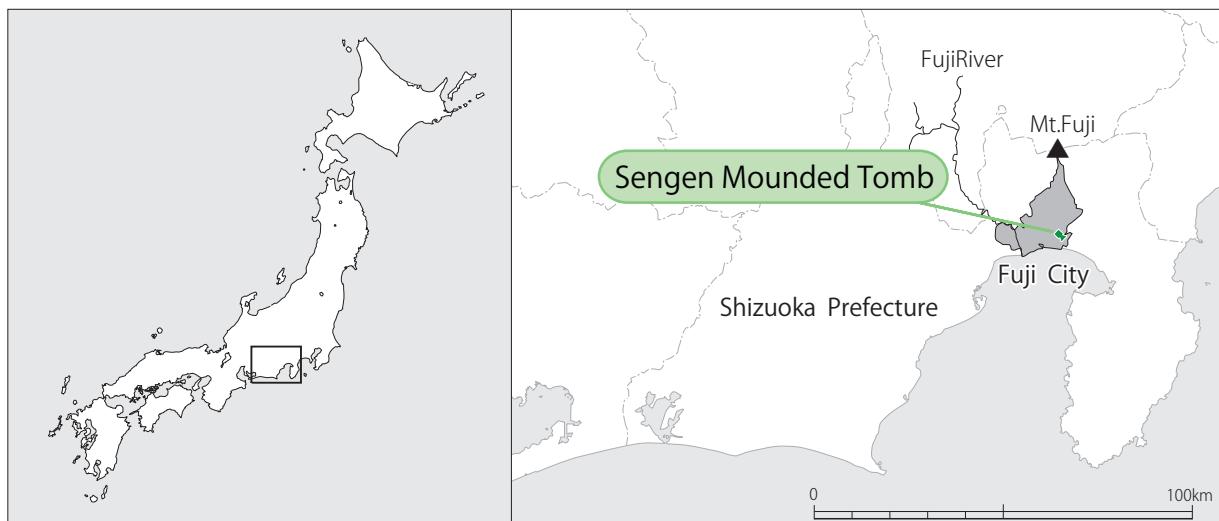
国指定史跡 浅間古墳 保存活用計画

2025年8月

富士市教育委員会

例　言

1. 本書は、静岡県富士市増川に所在する史跡浅間古墳の保存活用計画である。
2. 本計画の策定事業は、富士市教育委員会（事務局　文化財課）が主体となり国庫補助事業（史跡等保存活用計画策定事業）として令和5年度から令和6年度の2ヶ年で実施した。
3. 本計画策定にあたっては、文化庁、静岡県の指導助言のもと、富士市教育委員会が設置した附属機関である富士市史跡保存整備推進委員会による審議及び富士市教育委員会会議を経て策定した。
4. 本事業の計画策定支援業務を株式会社文化財保存計画協会に委託して行った。
5. 本書の編集は、富士市史跡保存整備推進委員会において審議した内容をもとに、事務局が行った。



第1図　浅間古墳　位置図

目 次

第 1 章 計画策定の沿革・目的

第 1 節 計画策定の沿革	1
第 2 節 計画の目的と対象範囲	3
第 3 節 委員会の設置・経緯	5
第 4 節 関連計画との関係	8
第 5 節 計画の実施	12

第 2 章 浅間古墳の周辺環境

第 1 節 自然的環境	13
第 2 節 社会的環境	16
第 3 節 歴史的環境	27

第 3 章 史跡の概要

第 1 節 指定に至る経緯	37
第 2 節 指定の状況	39
第 3 節 指定後の調査・研究成果	44
第 4 節 歴史資料から見る浅間古墳・増川浅間神社	58

第 4 章 浅間古墳の本質的価値

第 1 節 指定時に示された本質的価値	63
第 2 節 新たな価値評価の視点の明示	63
第 3 節 構成要素の特定	66

第 5 章 大綱・基本方針

70

第 6 章 史跡の保存管理

第 1 節 ゾーン区分	72
第 2 節 保存の現状と課題	74
第 3 節 保存の方向性	77
第 4 節 保存の方法	77

第 7 章 史跡の活用

第 1 節 活用の現状と課題	85
第 2 節 活用の方向性	89
第 3 節 活用の方法	89

第 8 章 調査・研究

第 1 節 調査・研究の課題	91
第 2 節 調査・研究の方向性	91
第 3 節 調査・研究の方法	91

第 9 章 史跡の整備

第 1 節 整備の課題	94
第 2 節 整備の方向性	95
第 3 節 整備の方法	95

第 10 章 運営・体制

第 1 節 運営・体制の課題	98
第 2 節 運営・体制の方向性	99
第 3 節 運営の方法	99

第 11 章 施策の実施計画

第 1 節 施策の実施計画の策定	101
第 2 節 施策・事業の実施への対応	101

第 12 章 経過観察

第 1 節 方向性	103
第 2 節 経過観察の方法	103

資 料

史跡浅間古墳 樹木調査報告書	108
関係法規	116

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

静岡県富士市増川に所在する浅間古墳は、古墳時代前期に築造された大型の前方後方墳で、愛鷹山南西麓に立地する。墳丘の上には浅間神社が祀られており、少なくとも江戸時代の中頃からあったとされ、境内地として地域の人々によって守られてきた古墳である。大正期から昭和初期にかけて実施された静岡県内の史跡調査報告書に浅間古墳は掲載されており、当時から文化財としての重要性が知られていた。その後、昭和32（1957）年7月1日に史跡に指定され、翌年の昭和33（1958）年2月13日に、吉原市（現在は富士市）が管理団体に指定された。

史跡に指定された浅間古墳の墳丘は良好に保存され、指定地外の後方部西側の崖状に削り取られた斜面も吉原市が公有化して、あわせて保護を図ってきた。加えて、周辺は愛鷹山山麓の緩斜面に農地や山林が広がり、浮島ヶ原や駿河湾まで見通せる環境が維持してきた。史跡指定後の昭和44（1969）年に全面開通した東名高速道路によって、浅間古墳が立地する丘陵は分断されたが、浅間古墳の保存措置を検討する機会は長らく生じることがなかった。

しかし、平成23（2011）年に台風による墳丘上の樹木が倒れる事案が発生し、大きく成長した樹木に覆われた墳丘の保存対策が必要となっている。さらに、農家の高齢化、後継者不足から生じる茶畠の放棄や竹林の管理不全なども景観保全上の課題として認識されつつある。



第2図 浅間古墳（南西から）

また、平成 20 年ごろ、隣接する沼津市で発見された高尾山古墳が報道されると、同じ前方後方墳である浅間古墳にも関心が寄せられるきっかけとなり、地域住民による浅間古墳を含む須津古墳群をまちづくりに活用する取り組みが始まった。

地域住民の浅間古墳への関心の高まりを背景に、富士市は令和元（2019）年に地中レーダー探査を行い、竪穴式石室（もしくは粘土槨）の位置を特定した。令和 2（2020）年と令和 3（2021）年には空中レーザー測量で詳細に地形を観察し、駿河湾からの可視領域を分析した。さらに、富士市は令和 4（2022）年 7 月に認定を受けた「富士市文化財保存活用地域計画」において、浅間古墳を含む須津地区を「文化財保存活用区域」として設定し、周辺環境を含めて多様な文化財の集まりを核とした魅力的な空間の創出を計画した。現在、浅間古墳の所在する須津地区において、富士市は市指定史跡千人塚古墳の整備事業を行い、地域住民が主体となって古墳群の周遊コースの設定、スタンプラリーを開催するなど、史跡の保存活用とまちづくり事業を結びつけ、様々な取り組みを推進している。

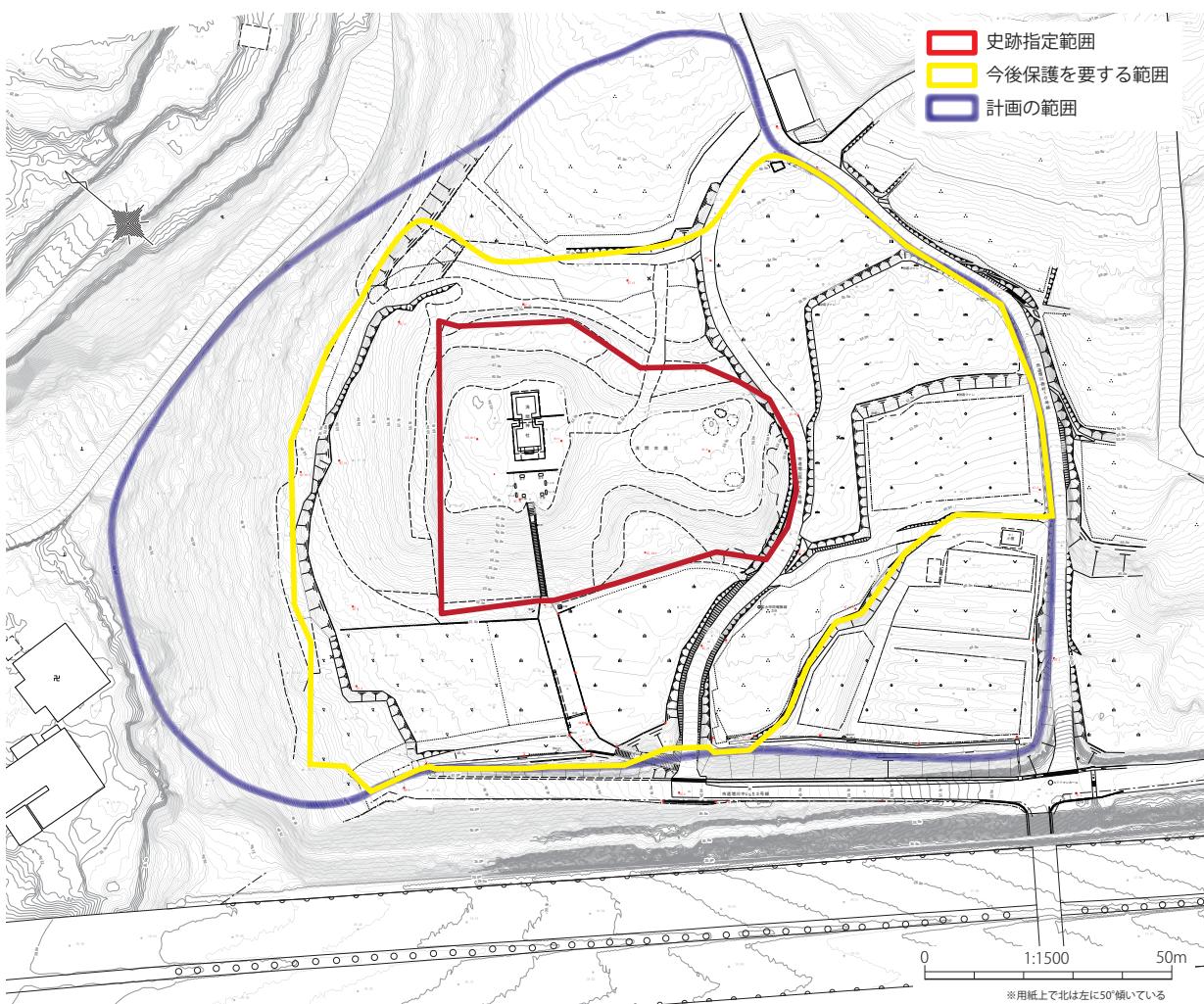
このように、史跡指定から 60 年以上経過した浅間古墳について、最新の調査研究成果を踏まえて浅間古墳の価値を確認するとともに、保存活用に関する多様な施策を体系的に示すことにより、中長期的なマネジメントに資するため、富士市において本計画を策定することとした。

第2節 計画の目的と対象範囲

1. 目的

本計画は、史跡浅間古墳を将来に渡って確実に保存しつつ多様な活用を図ることを目的として、富士市が定める計画である。

本計画においては、浅間古墳に関する最新の調査研究成果を反映して本質的価値を整理するとともに、史跡の周辺環境や須津地区住民の取組など現状を踏まえて、保存管理、活用あるいは整備、体制に関する基本的な考え方等を示すことにより、多くの関係者の協力を得ながら、各種施策を円滑に推進するための基本指針とするものである。

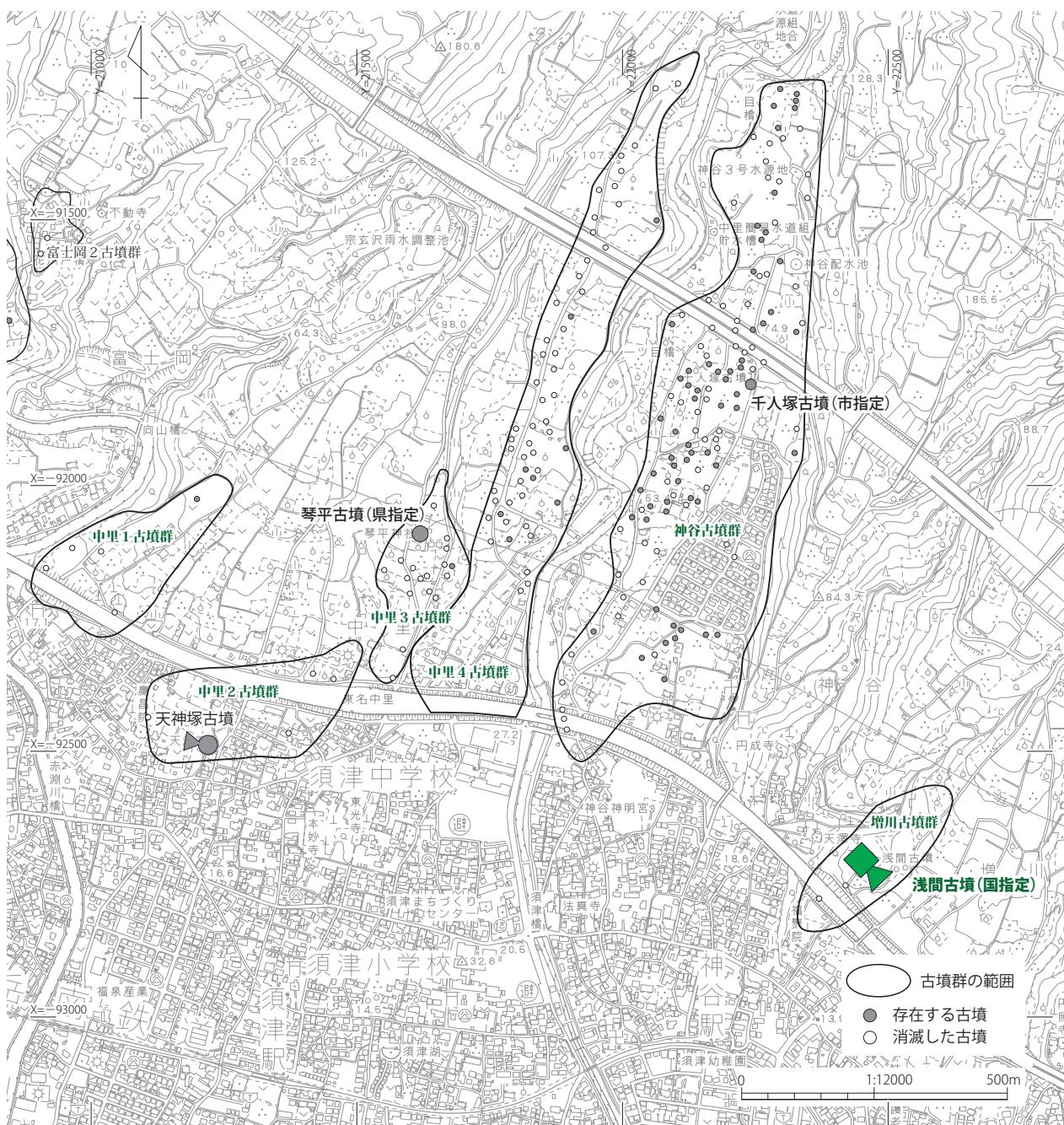


第3図 計画地の範囲

2. 対象範囲

本計画の対象範囲は史跡浅間古墳の指定地に、未指定ではあるが浅間古墳の広がりが想定される土地を加えた範囲とする。第3図に示す計画の対象範囲には、将来的に追加指定を目指す範囲が含まれる。

また、史跡浅間古墳を含む須津古墳群（須津川の東西に展開し、総数約200基。包蔵地名としては中里1～4古墳群、神谷古墳群、増川古墳群が該当）は、須津地区に広く分布し、県指定史跡琴平古墳（古墳時代後期）や市指定史跡千人塚古墳（飛鳥時代）、群内唯一の前方後円墳の可能性がある天神塚古墳をはじめ、数多くの古墳が点在していることから、本計画には須津古墳群全体として広域で取り組む保存活用施策も含んでいる。



第4図 須津古墳群 支群の位置図

第3節 委員会の設置・経緯

1. 委員会の設置

富士市教育委員会は、本計画の策定を契機に、専門家や地元・教育機関の代表からなる「富士市史跡保存整備推進委員会」(以下、「委員会」と称する。)を令和5(2023)年4月1日に設置し、市内の史跡の保存や整備に関する審議を行うこととした。

2. 検討の経過

委員会は令和5年度に2回、令和6年度に3回開催し、本計画に関わる審議を行った。このほか、文化庁、静岡県文化財課の指導・助言を得ながら進めた。

これら審議等を踏まえて作成した計画案は、教育委員会会議での審議手続きを経て、本計画を策定した。

委員会の構成や検討過程は次のとおりである。

富士市史跡保存整備推進委員会規則

令和5年3月31日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）第6条の規定に基づき、富士市史跡保存整備推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 委員会は、専門的事項について調査及び審議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び専門部会に属する委員は、委員会の委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会長は、専門部会の会務を総理する。

4 部会長は、当該事項についての調査及び審議が終了したときは、速やかに委員長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第5条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議又は専門部会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1表 富士市史跡保存整備推進委員会構成

委員

氏名	団体名・役職	選出基準	備考
鈴木 英之	須津地区まちづくり協議会 副会長	(1)	令和5年度
半田 育子	須津地区まちづくり協議会 副会長	(1)	令和6年度
池谷 初恵	富士市文化財保護審議委員 職務代理	(2)	
滝沢 誠	筑波大学人文社会系 教授	(2)	委員長
瀬戸田 佳男	大阪府立弥生文化博物館 館長 元文化庁 主任文化財調査官	(2)	
若狭 徹	明治大学文学部 教授	(2)	職務代理
高橋 知奈津	奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡研究室 室長	(3)	
望月 秀一	富士市立須津小学校 校長	(4)	令和5年度
田中 成人	富士市立須津小学校 校長	(4)	令和6年度
畔柳 修	浅間神社氏子総代	(5)	

選出基準 (1) 公共の団体の代表者等
(2) 学識経験者
(3) 関係行政機関の職員
(4) 学校教育関係者
(5) その他教育委員会が必要と認める者

オブザーバー

氏名	所属	備考
浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 史跡部門 文化財調査官	
鈴木 伸太朗	静岡県文化財課 文化財調査班 技師	令和5年度
大谷 宏治	静岡県文化財課 文化財調査班 班長	令和6年度

事務局

氏名	所属	備考
江村 輝彦	富士市教育委員会 教育次長	令和5年度
味岡 俊雄	富士市教育委員会 教育次長	令和6年度
久保田 伸彦	富士市教育委員会文化財課 課長	令和5年度
植松 良夫	富士市教育委員会文化財課 課長	令和6年度
石川 武男	富士市教育委員会文化財課 文化財活用担当 統括主幹	令和5年度
瀧浪 和美	富士市教育委員会文化財課 文化財活用担当 統括主幹	
宮川 貴志	富士市教育委員会文化財課 文化財活用担当 指導主事	
佐藤 祐樹	富士市教育委員会文化財課 文化財活用担当 主幹	主担当
藤村 翔	富士市教育委員会文化財課 文化財活用担当 主査	
秋山 裕貴	富士市教育委員会文化財課 文化財活用担当 主査	

第2表 富士市史跡保存整備推進委員会等の検討経過

名 称	日 程	審議内容
令和5年度 第1回委員会	令和5（2023）年8月21日 須津まちづくりセンター	辞令交付 現地視察 (1) 史跡浅間古墳保存活用計画の構成（案）について (2) 史跡浅間古墳保存活用計画（前半部分）の要旨について (3) 令和5年度 史跡浅間古墳・千人塚古墳関連事業について
令和5年度 第2回委員会	令和6（2024）年2月1日 富士市役所	(1) 史跡浅間古墳保存活用計画の構成（案）の変更について (2) 史跡浅間古墳保存活用計画（前半部分）の要旨について
令和6年度 第1回委員会	令和6（2024）年7月22日 富士市役所	辞令交付 (1) 史跡浅間古墳保存活用計画に伴う令和5年度事業報告 (2) 史跡浅間古墳保存活用計画に伴う令和6年度事業報告・予定 (3) 史跡浅間古墳保存活用計画の目次案の変更について (4) 史跡浅間古墳保存活用計画（後半部分）の基本方針について (5) 史跡浅間古墳の発掘調査について
令和6年度 第2回委員会	令和6（2024）年11月25日 富士市役所	(1) 史跡浅間古墳保存活用計画（後半部分）について
令和6年度 第3回委員会	令和7（2025）年3月18日 富士市立博物館	(1) 史跡浅間古墳保存活用計画（後半部分）について
富士市教育委員会5月定例会	令和7（2025）年5月20日 富士市役所	史跡浅間古墳保存活用計画の策定について



第5図 委員会の様子（第1回）



第6図 委員会の様子（第2回）



第7図 委員会の様子（第3回）



第8図 委員会の様子（第4回）

第4節 関連計画との関係

本計画は、富士市の最上位計画である「第六次富士市総合計画」と、富士市の教育全般に係る総括的な基本計画である「第二次富士市教育振興基本計画」、指定・未指定の文化財を計画的に保存・活用するために定めた「富士市文化財保存活用地域計画」を上位計画とする。

また、浅間古墳は須津地区に位置し、近隣住民の信仰の対象として長く親しまれ、まちづくり資源としての活用も期待されていることから、以下に挙げる関連計画と整合を図って定めるものとする。

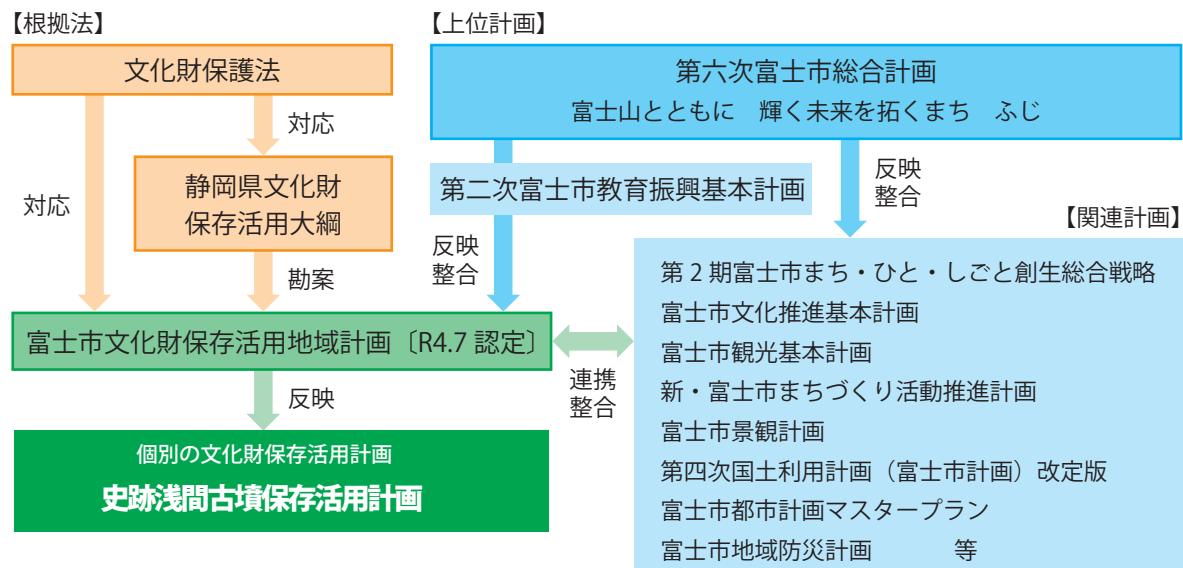
1. 第六次富士市総合計画

◎めざす都市像 「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」

期間：令和4年度～令和13年度

概要：社会経済情勢の著しい変化が予想される中、地域をリードする中核的な都市として周辺自治体と連携・協力しながら、地域全体の持続的発展と魅力向上を図るとともに、SDGs 未来都市として様々な社会課題の解決に向けた新たな成長力を生み出し、経済、社会、環境の三側面が調和した持続可能な未来を切り拓いていくことを目的としている。

この目的を達成するために、市民や事業者、行政が相互に協力・連携し、パートナーシップを深め、地域の力を結集することを前提として、めざす都市像「富士山とともに輝く未来を拓くまちふじ」を実現するための七つの基本目標からなる「政策の大綱」に基づいて、諸施策を体系化している。このうち、文化財に関連する諸施策や主な取組を以下のように掲げている。



第9図 「富士市文化財保存活用地域計画」の位置づけ

【基本目標 2】次代を担うひとを育むまち**〔政策分野 4〕社会教育****施策の体系② 文化財保存・活用の推進**

- ・古墳や歴史的建造物など未指定を含めた市内の文化財の計画的な保存・活用を図ります。
- ・文化財を活用したイベントや歴史講座の開催、先端技術を活用した取組等を通じ、市内の文化財情報を発信します。
- ・富士山かぐや姫ミュージアムにおいて、だれにでもわかりやすい展示や体験事業を開催します。

2. 第二次富士市教育振興基本計画

◎基本目標 「明日を拓く 輝く「ふじの人」づくり」

期間：令和4年度～令和13年度

概要：富士市教育振興基本計画は、教育課題に適切に対応し教育の質を確保するとともに、行政や学校、地域が協働し、教育活動の充実を図る取組を一体的に推進していくことを目的としており、「一緒に学ぶ一生学ぶ」を基本方針として、三つの施策方針のもと、12の施策の柱と32の具体的な施策を体系的に位置づけている。

このうち、施策の方針3「生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成」内の施策の柱3「こころ豊かな市民文化の創造」において、文化財や歴史文化に関連する取組を示している。

【施策の方針 3】生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成**〔施策の柱 3〕こころ豊かな市民文化の創造****施策① 芸術文化の振興**

- ・市民の多様なニーズに対応した文化事業を実施するとともに、文化芸術活動を行う個人や団体への支援を行うなど、こころ豊かな市民文化を創造するための取組を推進します。

施策② 文化財の保存と活用

- ・貴重な文化財を後世に継承していくため、未指定を含めた文化財をまちづくりにも活かしつつ、地域社会で文化財を保存・活用していくための施策を推進します。

施策③ 学びの場である博物館の充実

- ・博物館や博物館附属施設等が安全に利用できるよう適正に管理し、全ての世代が学びの場として訪れ、豊かな心を育むことができる魅力ある博物館として整備します。

3. 富士市文化財保存活用地域計画

期間：令和4年度～令和13年度

概要：富士市では住民・各種団体・行政などの多様な主体が連携して、指定・未指定にかかわらず、あらゆる文化財とその周辺環境を一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくことを目的に、文化財保護法第183条の3に基づき、「富士市文化財保存活用地域計画」を作成した。

さらに、同計画では、文化財を次世代へと確実に継承していくとともに、文化財の保存・活用のための体制づくり、文化財に対する調査、文化財の魅力の発信、文化財に触れる多様な機会の提供などを通じて、文化財の価値に対する人々の理解を深めることで、文



第10図 「富士市文化財保存活用地域計画」における浅間古墳の位置付け（浮島ヶ原の周辺の古墳文化）

（『富士市文化財保存活用地域計画』より）

化財に愛着を持つ地域の人々に支えられたまちづくりに繋げ、「富士のふもとで文化財と生きるまちを創る」という将来像の実現を目指している。そのために、さらに三つの方向性を掲げた方針に基づいた施策を推進している。

方向性1 文化財を守り、活かす体制を作る

方向性2 文化財を知り、未来へつなぐ

方向性3 文化財を地域で活かし、発信する

【浮島ヶ原周辺の古墳文化】

須津地区には4世紀中葉に築造されたと想定されている国指定史跡浅間古墳のほか、県指定史跡琴平古墳、市指定史跡千人塚古墳などを筆頭に6世紀後半から7世紀後半にかけて数多くの古墳が築造されており、富士市の歴史文化の特徴に基づく「浮島ヶ原の周辺の古墳文化」というストーリーを設定している。



愛鷹溶岩の分布：富士山世界遺産センター提供「富士山の地形・地質と湧水の分布」を参考に作成
茶畠・水田：20万分の1土地利用図（国土地理院）、Open street map を参照して作成

第11図 文化財保存活用区域「須津地区」の多様な文化財

【文化財保存活用区域】

また、富士市文化財保存活用地域計画では、「須津地区」及び「広見公園ふるさと村歴史ゾーン」の2か所を文化財保存活用区域として設定した。「浮島ヶ原周辺の古墳文化」というストーリーと天然記念物や伝承を含めた多様な文化財、浮島ヶ原の水田や愛鷹山の茶畠などが生む文化的景観を保存・活用することで、魅力的な空間の創出し、多様な人々が交流することにより、活力あるまちづくりへつなげていくことを目指している。

第5節 計画の実施

本計画は、令和7（2025）年5月20日の富士市教育委員会5月定例会での審議・決定を経て発効する。計画期間は、令和17（2035）年3月31日までとする。

今後の発掘調査や追加指定、活用・整備の進捗状況等を考慮し、本計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

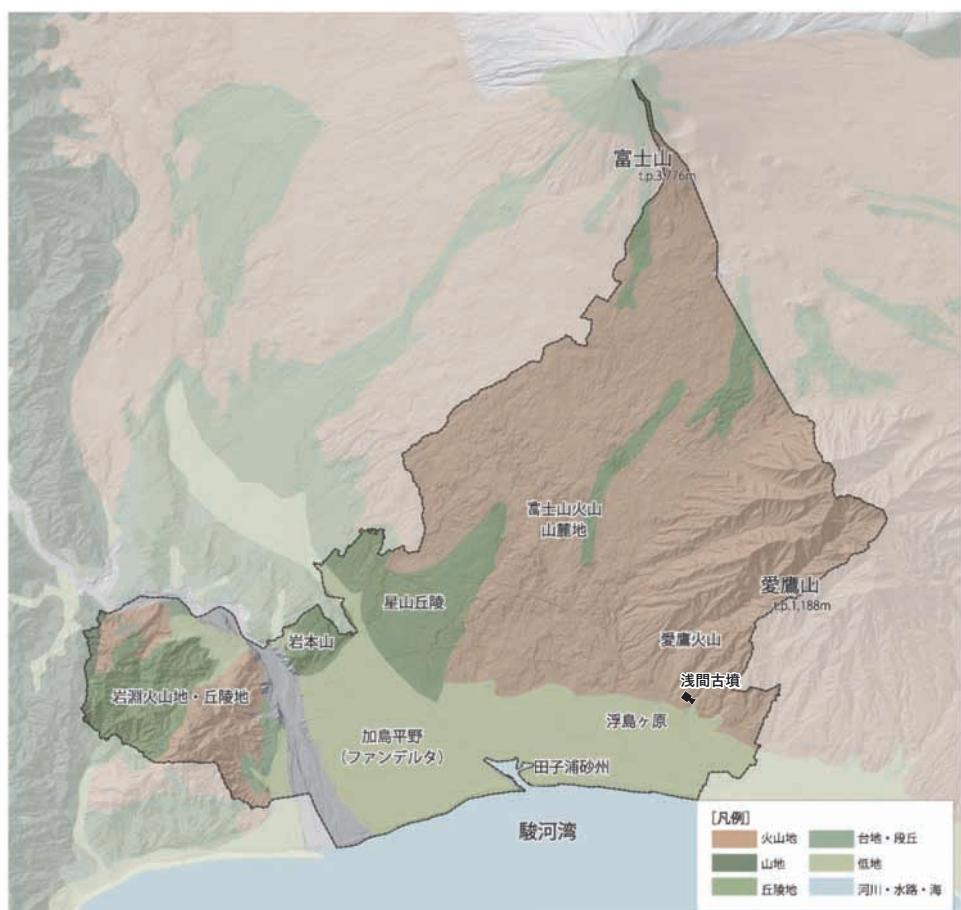
第2章 浅間古墳の周辺環境

第1節 自然的環境

1. 地形・地質

浅間古墳が所在する静岡県富士市は静岡県東部に位置し、北に富士山、東に愛鷹山、南に駿河湾、西に富士川と豊かな自然と景観に恵まれており、面積 244.94km² である。

富士市域は、富士・愛鷹両火山系である山地と、富士川河口付近のデルタ地帯から浮島ヶ原低湿地帯にかけて形成されている平野部に大きく分けられる。平野部は、富士川の運搬した土砂が堆積して形成された扇状地型デルタである富士（加島）平野、富士川河口から沼津市の狩野川左岸に位置する牛臥山までの田子の浦砂丘によって挟まれた東西約 15km、南北約 2km、海拔高度平均 5m 以下の低地である浮島ヶ原などの地形区に大別される。浅間古墳の南に位置する浮島ヶ原には、6,000～5,000 年前から近世にかけ、赤淵川や須津川、春山川、さらには沼津市域の高橋川や大川から注ぎ込まれる豊かな水を湛えた広大な沼湖（浮島沼）が存在し、この沼湖や周辺の低地部が長年に亘って生産基盤や交通路として利用された。

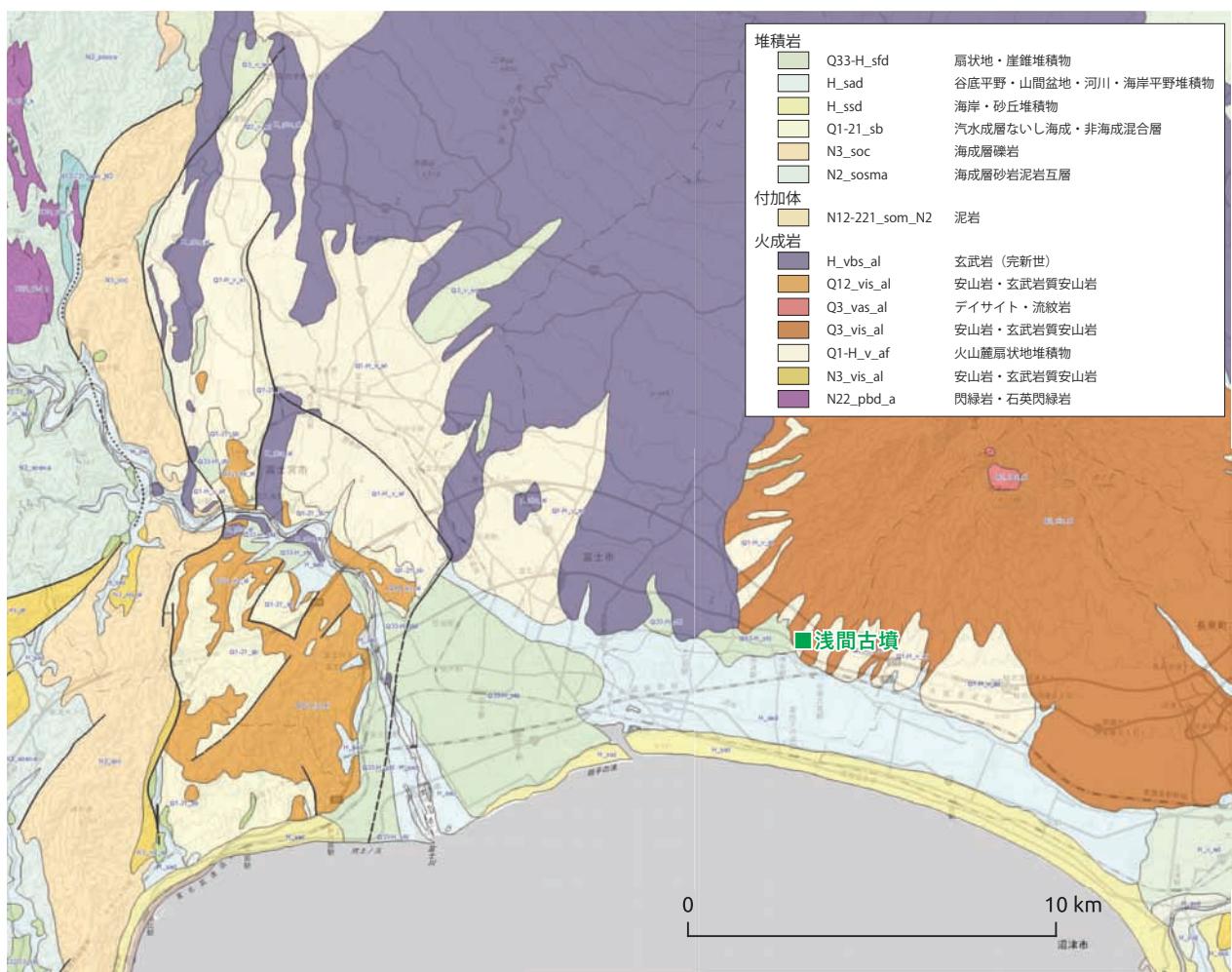


出典：国土交通省 50万分の1土地分類基本調査（GIS データ）を基に作成

第12図 富士市の地形

浅間古墳の立地する愛鷹（火）山は、富士市・沼津市・裾野市にまたがる最高点海拔 1,504m の成層火山であるが、約 10 万年前に活動を停止している。その後は箱根火山や富士火山等から飛来したテフラが山体に厚く堆積し、愛鷹ローム層が形成された。なかでも富士火山起源テフラを主体とする上部ローム層は、腐食質土層である黒色帶と、激しい噴火によって短期間で堆積したスコリア層が交互に折り重なり、その標識的な層位状況から、旧石器時代研究のフィールドとしても著名である。

愛鷹山麓の主峰・位牌岳の直下、熊ヶ谷から流れ来る須津川は、深い渓谷を形成しながら西南西に向かい、神谷・須津の北方で幅 500 m、長さ 1.2km の谷河原を形成する。さらにこの谷河原を再浸食して、東西に小規模な河岸段丘を形成した。河岸段丘は、高位段丘（琴平段丘）、中位段丘（綿帽子段丘）、低位段丘（大塚段丘）の 3 段存在し、須津古墳群の中心となる中里・神谷支群は、この河岸段丘上から扇状地の標高 25 ~ 116 m ほどに立地する。

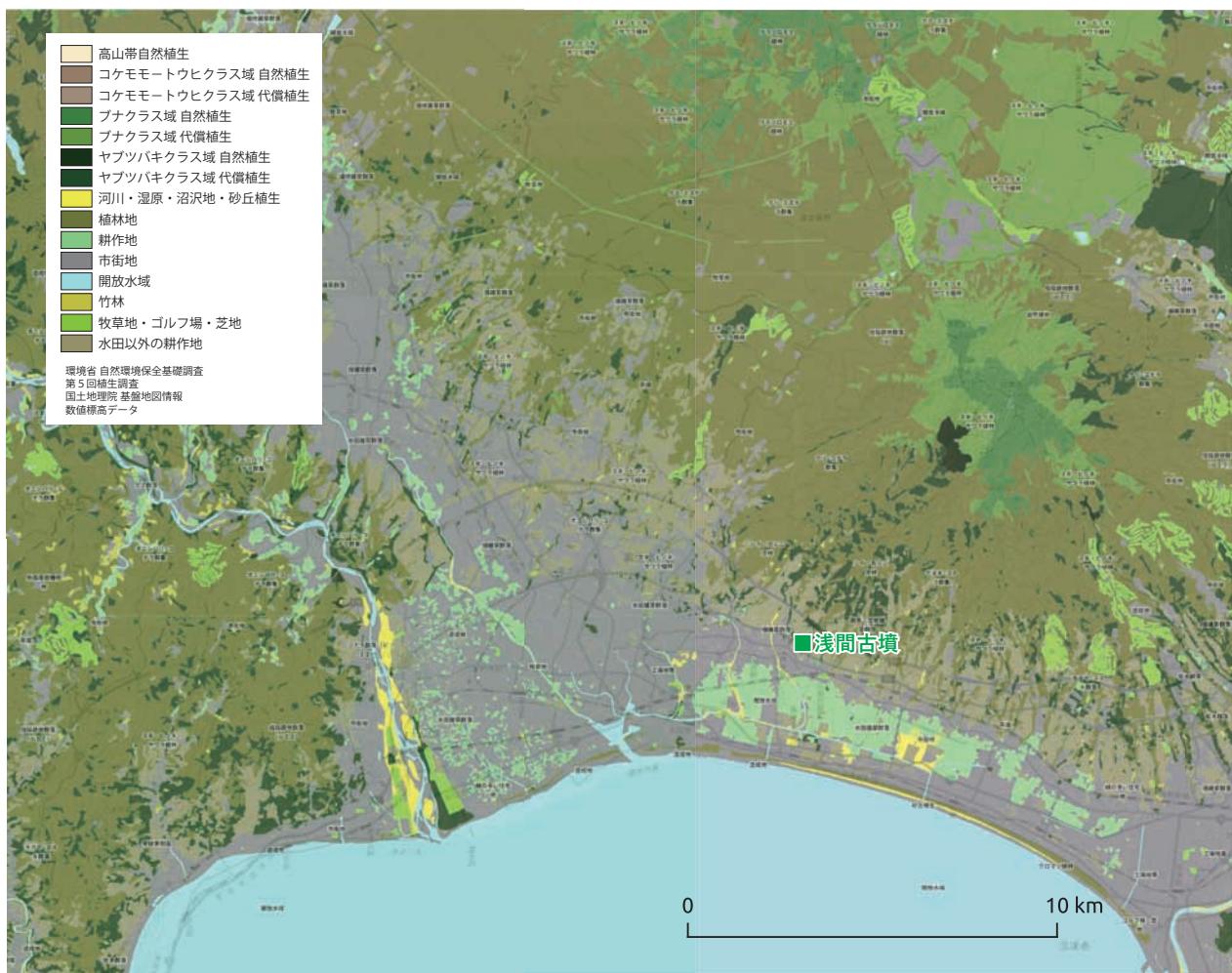


第 13 図 富士市の地質

2. 植生

富士市は、温暖湿潤な海洋性気候の中にあって、駿河湾の海際より、富士山の山頂直下（標高3,680m）までを市域とする。また、標高差に伴う気候の垂直的变化が大きいことに加え、市域がフォッサマグナの境界に近いことから、富士市は植物相の多様性に富んだ地域といえ、2,656種の植物が確認されている（このうち、日本固有種は620種）。

浮島ヶ原の湿地は、海拔0m地帯が広がっており、現在も残る湿地帯には、ヨシ群落や、過去に頻繁に洪水が発生していたことを裏付けるノウルシ群落などの水生植物の群落が成立しており、その一部が貴重な植物として浮島ヶ原自然公園において保護されている。



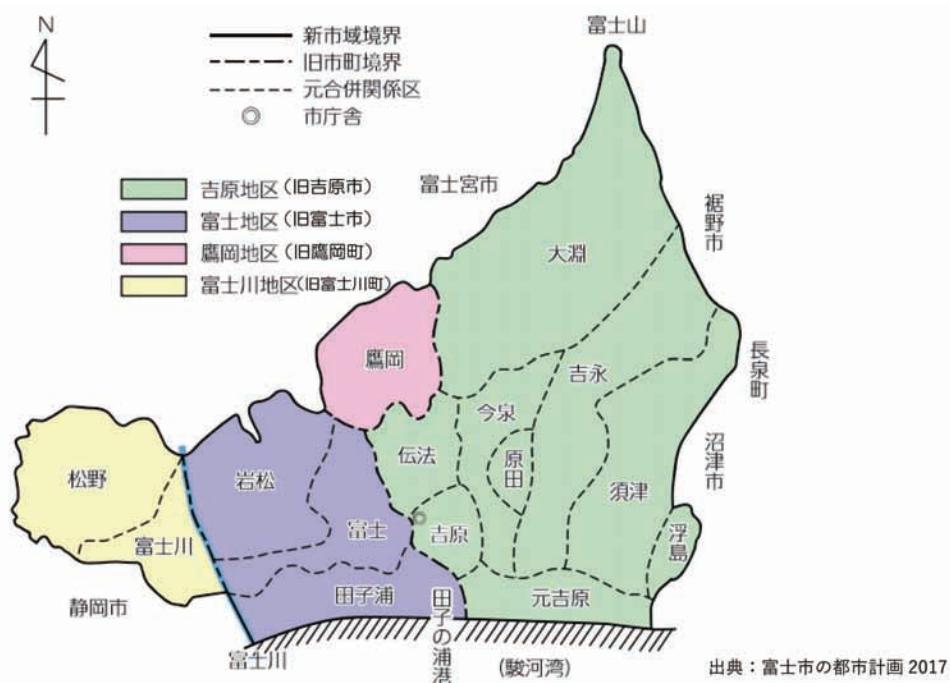
第14図 植生図

第2節 社会的環境

1. 行政区域の変遷

浅間古墳が所在する須津地区は、明治22（1889）年、中里村、長沢新田、川尻村、神谷村、増川村、江尾村が合併して須津村として誕生したことが始まりである。須津村は、昭和30（1955）年に旧吉原市と合併、その後、昭和41（1966）年に富士市と合併し、現在にいたる。

須津の「津」は港つまり船着場のこと、「須」は待つという意味であるから、須津とは船を待つ所という意味になる。浮島沼周辺の村人は浮島沼を利用した船が唯一の交通機関であり、須津を構成した村々にもそれぞれ船着場があったという。

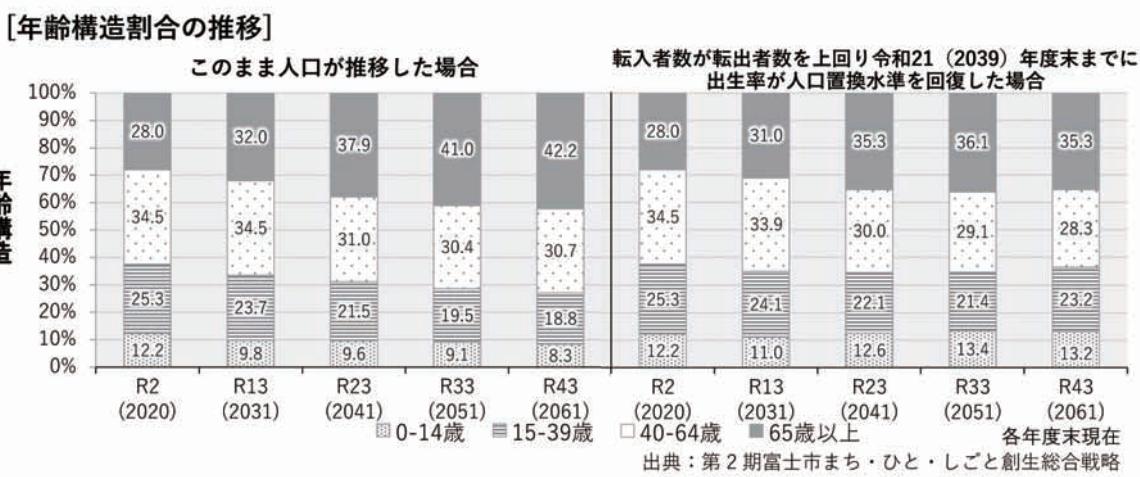
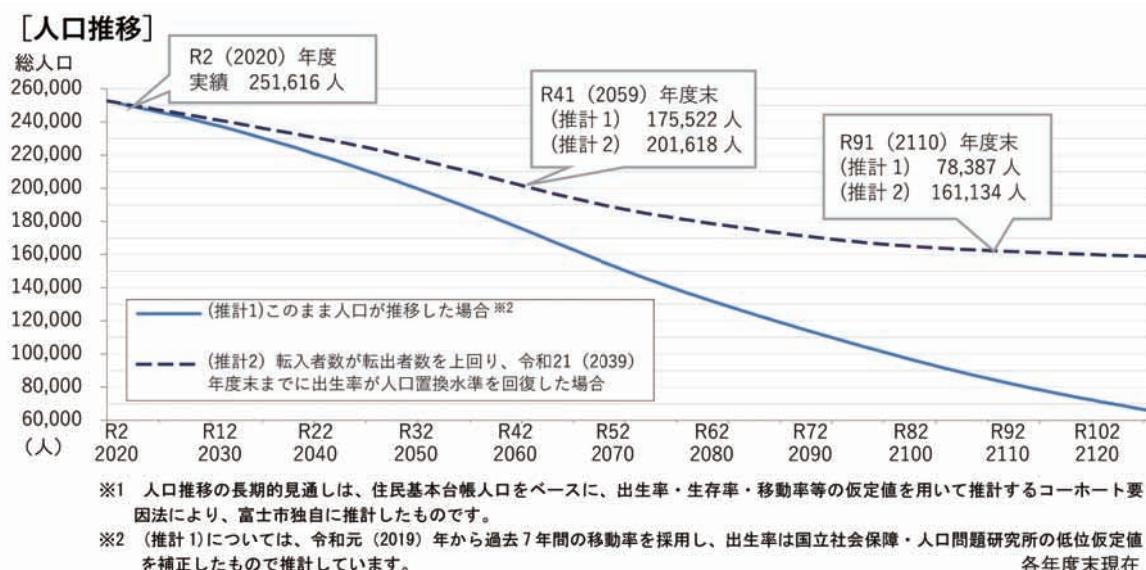


第15図 市域の変遷図

2. 人口

富士市は静岡県内では、浜松市、静岡市に次ぐ3番目の人囗規模だが、平成22（2010）年をピークに減少傾向に転じており、令和2（2020）年10月1日時点での国勢調査では、245,392人である。このまま人口が推移した場合、令和32（2050）年頃に20万人を割り、さらに減少することが予測されている。年齢別人口は、15歳未満の年少人口や生産年齢人口が減少する一方で、老齢人口が増加する「少子高齢化」が進行している。同様の傾向が続くと、現在28%である富士市の65歳以上の人口割合が、令和32（2050）年には約40%と予測されている（国立社会保障・人口問題研究所データ）。

社会増減は、平成29（2017）年以降、転出超過傾向から転入超過傾向に転じたものの、新型コロナウィルスの感染が拡大した令和2（2020）年は、転入数、転出数ともに前年から大幅に減少した。令和4（2022）年は、両者はほぼ同数である。

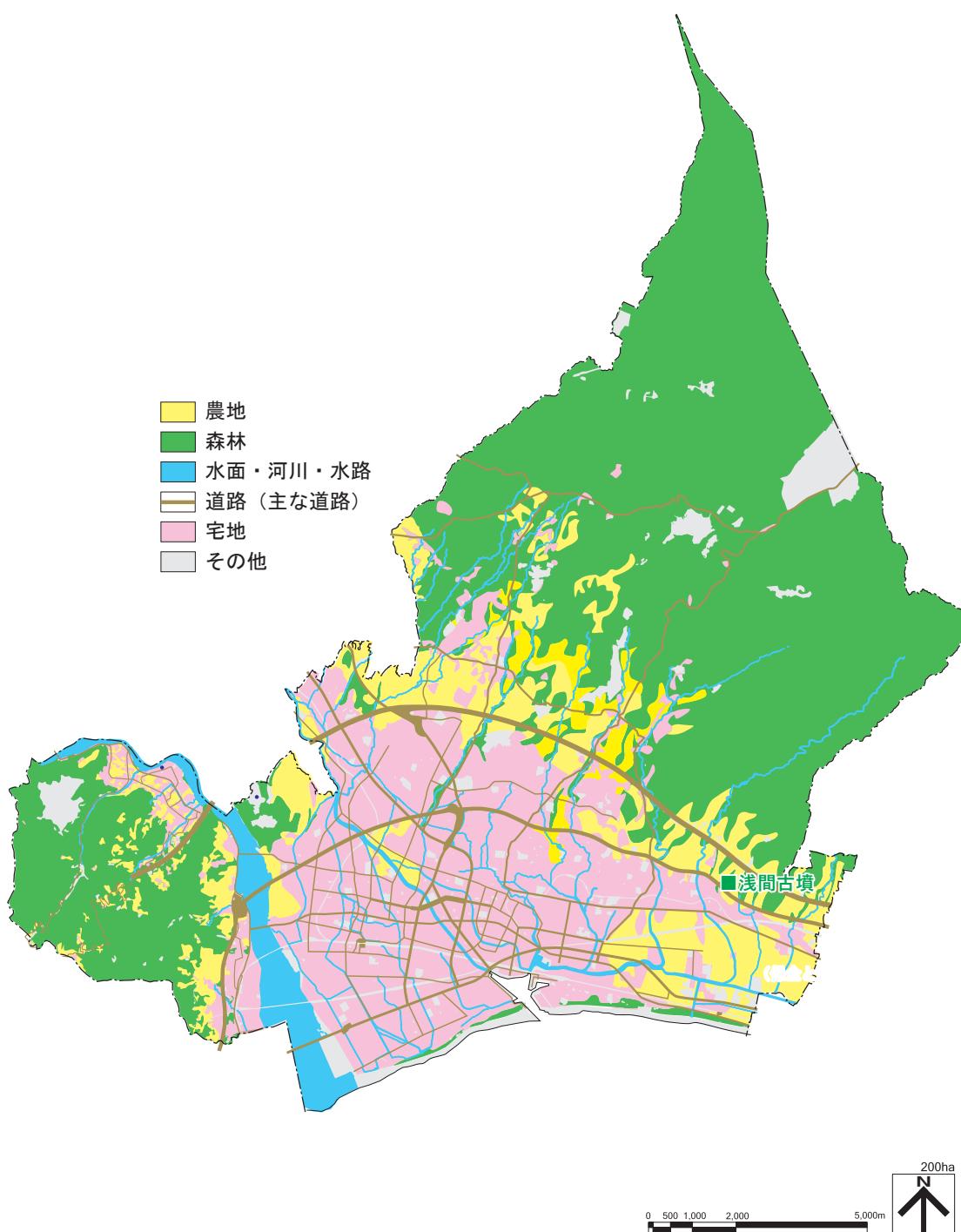


第16図 人口推移

3. 土地利用

富士市の都市計画区域における土地利用は、自然的土地利用が 62.3%、都市的土地利用が 37.7% となっており、浅間古墳も自然的土地利用地に立地する。また、『第三次富士市都市計画マスタープラン』における土地利用の基本方針では、「自然環境保全地」に位置づけられ、今後も良好な自然環境を保存していくこととされている。

須津地区は、愛鷹山の斜面地に樹園地（茶畠）が広がり、東名高速道路以南に市街地が分布している。かつて浮島沼だった平坦地は、水田となっている。地区の中央を流れる須津川が刻んだ河岸段丘の斜面地には、山林が広がっている。



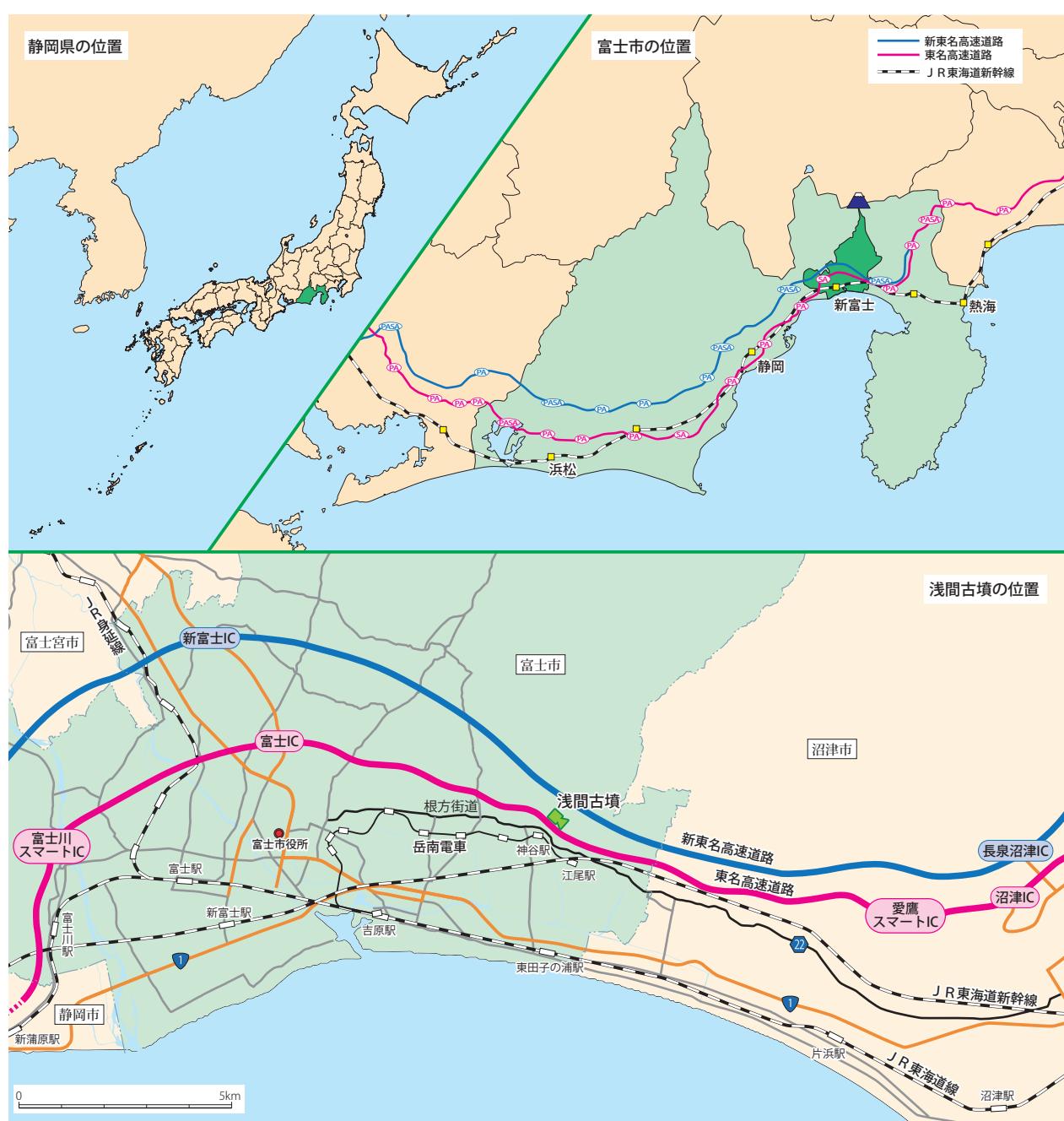
第 17 図 市域の土地利用

4. 交通条件

浅間古墳の所在する須津地区の主要道路として、愛鷹山麓に沿って東西に主要地方道三島富士線（根方街道）がある。また、その南側に平行して、市道吉原沼津線が整備されている。地区内を東名・新東名高速道路が東西に通り、東名富士インターチェンジや新東名駿河湾沼津スマートインターチェンジなどから須津地区へのアクセスが可能である。

公共交通として、JR 吉原駅と岳南江尾駅を結ぶ岳南電車が地区内に通っている。須津地区には須津駅と神谷駅が立地しており、運行本数は 1 時間に 2 ~ 3 本程度となっている。

また、富士急静岡バスが、吉原中央駅から主要地方道三島富士線を通り JR 沼津駅まで結ぶ路線を運行している。運行本数は、1 時間 2 ~ 3 本程度となっている。



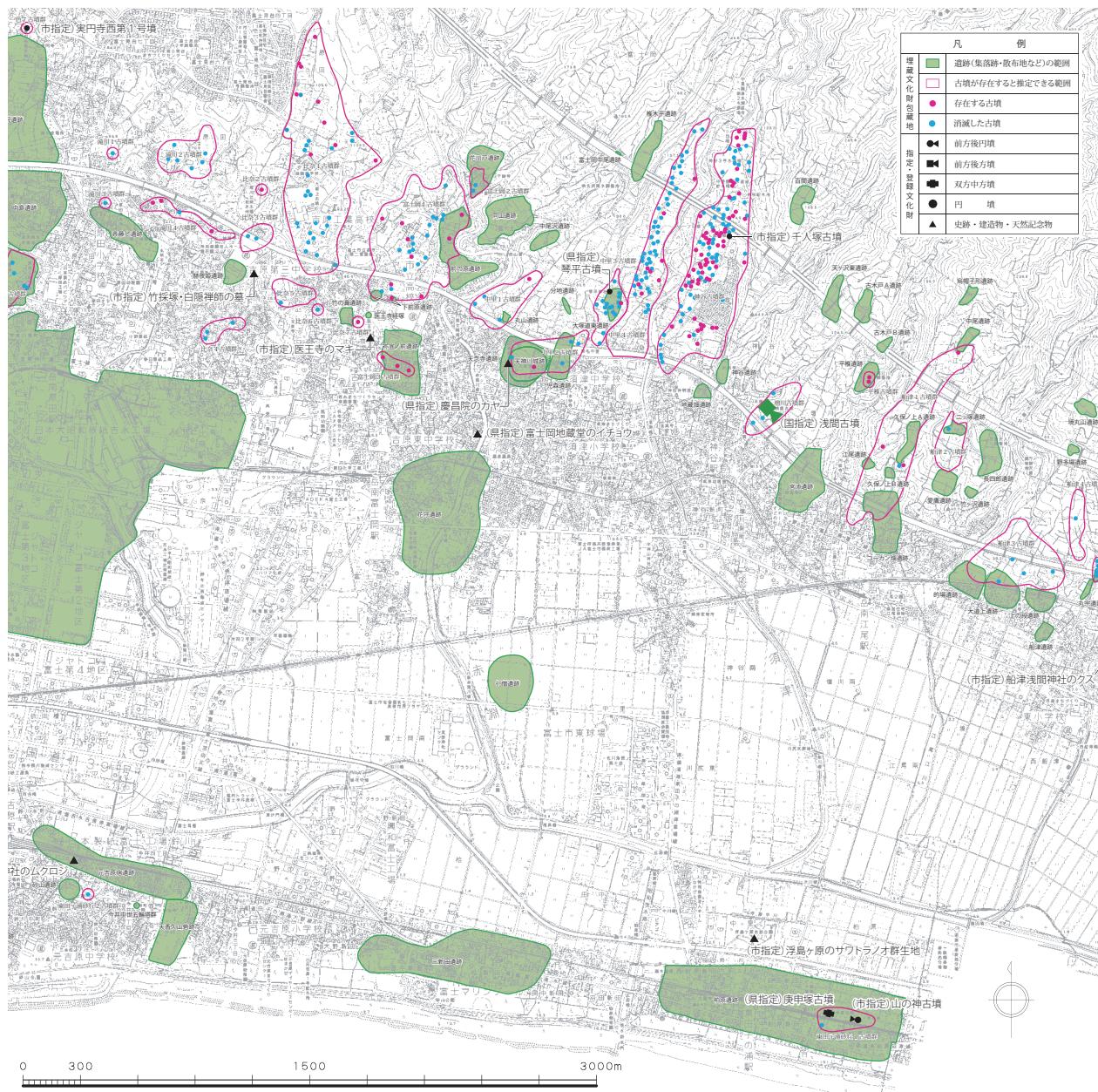
第18図 浅間古墳へのアクセス

5. 法・条例適用

(1) 文化財保護法

(ア) 史跡の現状変更等 浅間古墳は文化財保護法第109条第1項の規定による史跡であり、その現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、文化財保護法第125条の規定に基づき文化庁長官の許可を受けなければならない。そのため、建物の新築などに伴う土木工事だけではなく、発掘調査を実施する際にも現状変更許可が必要となる。

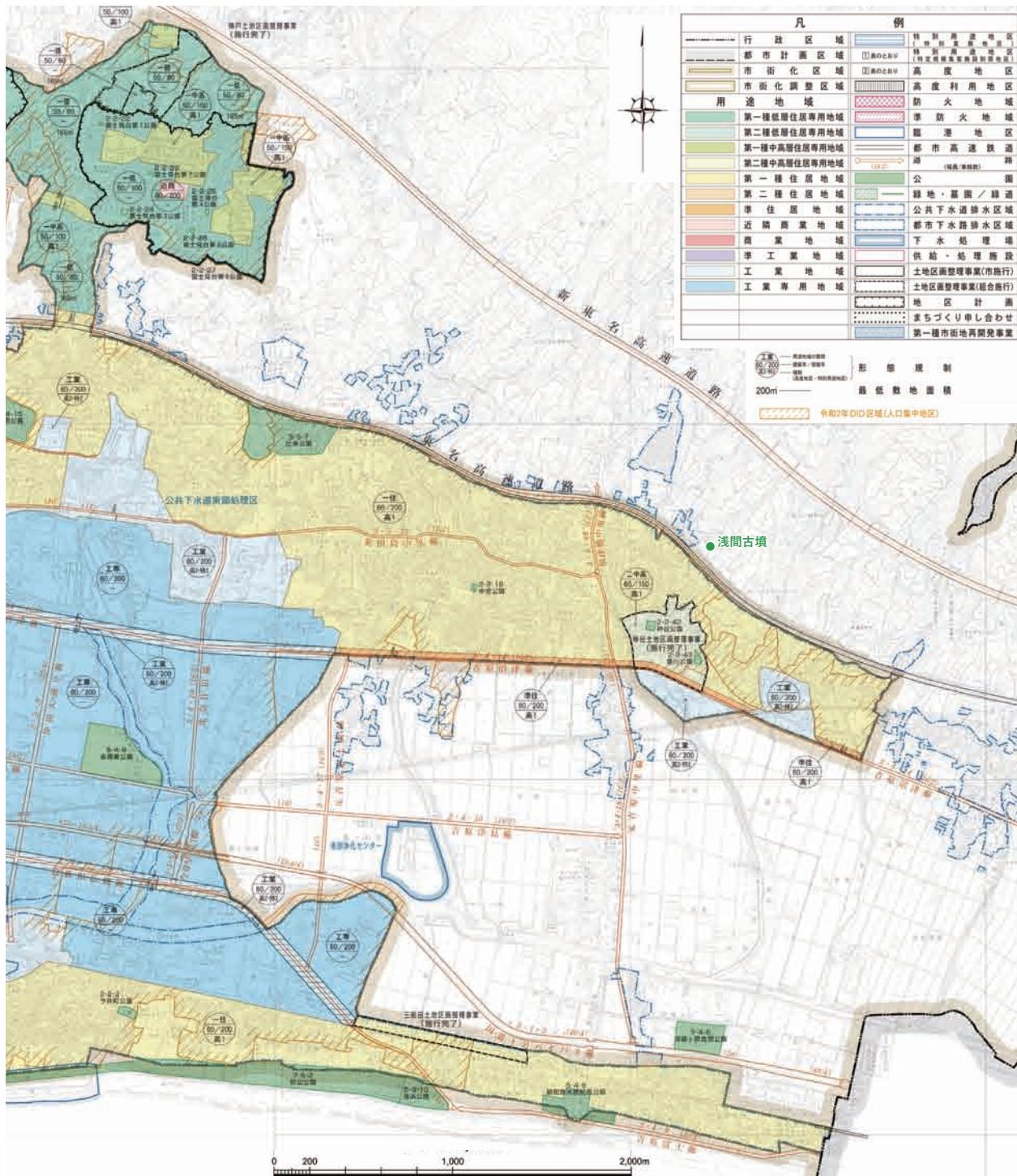
(イ) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事など 指定地外は、周知の埋蔵文化財包蔵地「増川古墳群」に含まれる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などで掘削しようとする場合は、文化財保護法第93条に基づく届出、または文化財保護法第94条に基づく通知を行わなければならない。また、出土品については遺失物法第4条第1項に基づき、警察署を経由して静岡県知事に届け出る必要がある。



第19図 浅間古墳周辺の埋蔵文化財分布図

(2) 都市計画法

須津地区は、東名高速道路より南側で、市道吉原沼津線より北側部分が市街化区域（第一種住居地域、神谷土地区画整理区域内については第二種中高層住居専用地域）となっている。東名高速道路より北側に立地する浅間古墳周辺は市街化調整区域となっており、原則、建物の建築が制限されている。例外的に建築を行うことができるものの立地基準は、令和5（2023）年4月に富士市建築土地対策課の定めた「市街化調整区域における開発許可制度の運用基準」に定められている。



第20図 浅間古墳周辺の土地利用計画

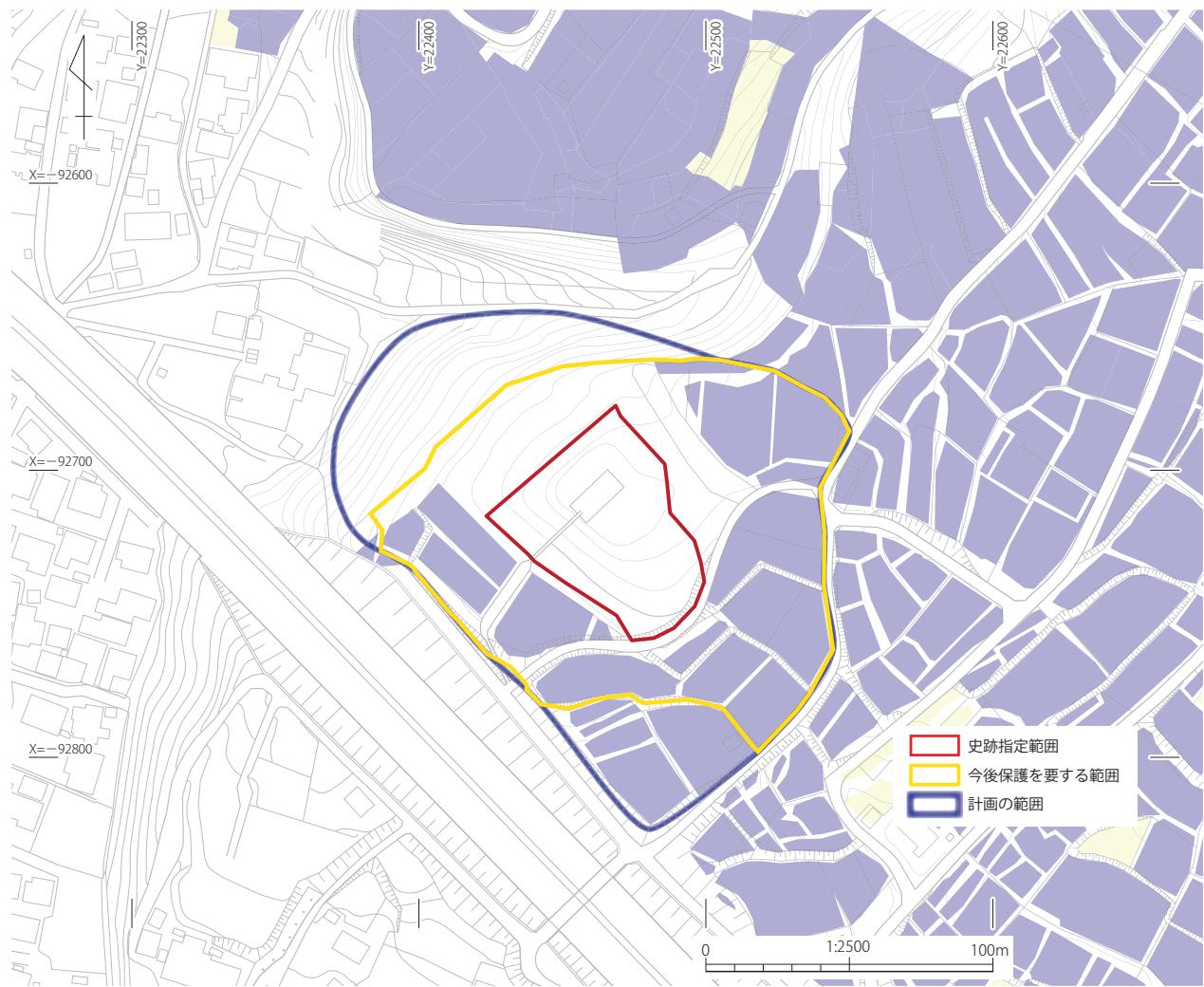
(3) 農振法・農地法

史跡周辺の西側を除く大部分の土地は、農地となっている。農業の振興に必要な施策を計画的、集中的に行う目的から農用地区域（青地）の指定を受け、農業以外の利用が制限されている（第21図）。

農振農用地の農地を農業以外の目的に利用する場合には、農振農用地の指定を解除した後、農地法に基づく農地転用の許可を得る必要がある。

(4) 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律）

史跡指定地西側斜面部の一部が、「土砂災害防止法」における「土砂災害警戒区域」（通称：イエローゾーン）及び「土砂災害特別警戒区域」（通称：レッドゾーン）となっている。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、市町村などにより危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、



第21図 浅間古墳周辺の農地（青地）

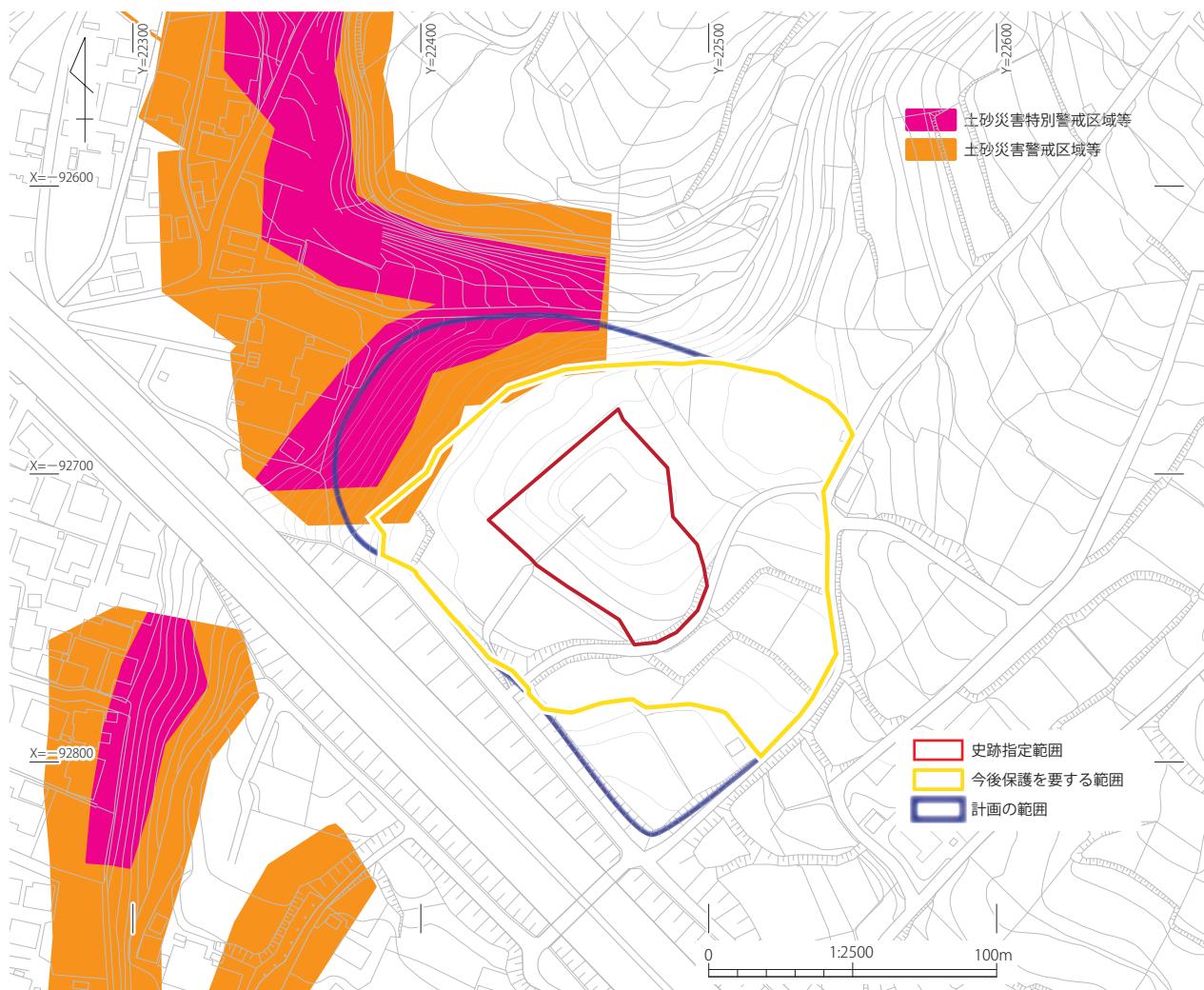
特別開発行為に対する許可（都道府県）、建築物の構造規制（都道府県または市町村）などが行われる。

（5）景観法

景観法に基づき『富士市景観計画』が策定され、富士市全体を景観計画区域に指定している。富士市都市景観条例第7条に基づいた『富士市景観形成基本計画』により史跡周辺は「自然的景観ゾーン 愛鷹山麓地区」に位置づけられ、今後も開発を抑制し、豊かな自然を保全していくこと、樹林地や河川上流部の自然地は、市民の触れ合いの場としての環境整備や活用が望まれる地区とされている。

（6）富士市屋外広告物条例

史跡指定地は、歴史景観の保全が望まれる地域であり、「第1種特別規制区域」に指定されている。指定地以外の計画地も「第2種特別規制地域」に指定され、両区域とも原則として広告物を表示できない地域とされている。



第22図 浅間古墳周辺の土砂災害警戒地域

6. 地域施設

須津地区の主な公共公益施設として、須津小学校・須津中学校のほかに、中里保育園、須津幼稚園、須津まちづくりセンターがある。特に須津まちづくりセンターは令和4年度から地区住民によって設立された一般社団法人須津まちづくり協議会による指定管理が行われ、令和6年度には須津地区まちづくり協議会に「須津古墳群活用委員会」という部門が設置され、行政と一体となって、浅間古墳をはじめ、県指定琴平古墳や市指定史跡千人塚古墳などの活用に事業を展開している。まちづくりセンターでは浅間古墳のパンフレットの配布が行われているほか、古墳ロードスタンプラリーの開催時には集合・解散場所になっており、センターのような役割も果たしている。

また、浅間古墳の南側には、市による「まちの駅」制度に認定され、自由に使用できる水洗トイレを備えた福聚禪院（認定番号 11-61）がある。

7. 文化財に関連する施設

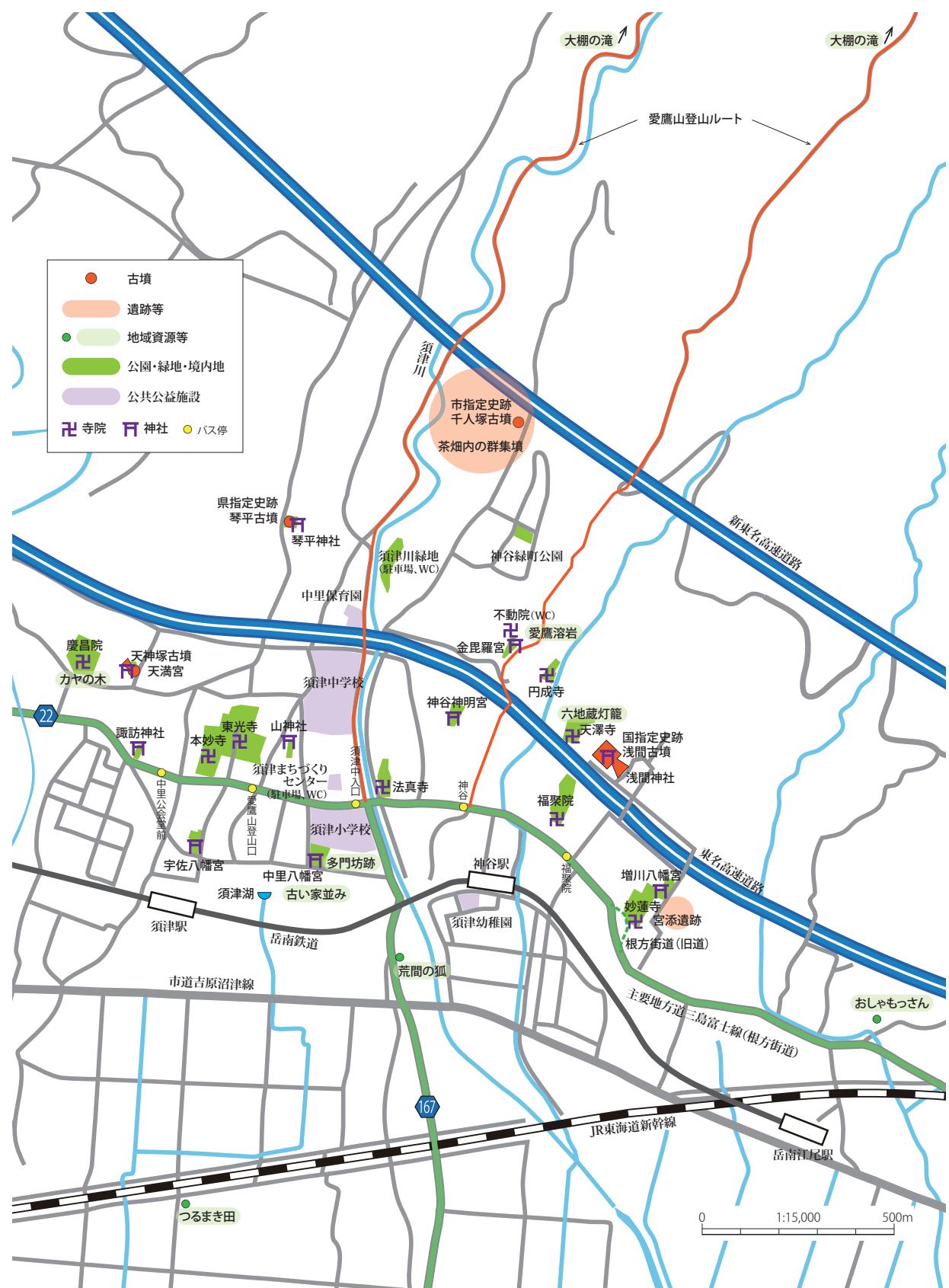
登録博物館である富士市立博物館（愛称：富士山かぐや姫ミュージアム）が広見地区にあり、富士市の文化財や歴史文化に関する資料の収集・保存、展示・教育、調査・研究を行っている。博物館では本館に加えて、分館として富士市立歴史民俗資料館（広見地区）及び、富士川民俗資料館（富士川地区）を設置し、展示等の活動を行っている。さらに、博物館は市内の都



第23図 須津まちづくりセンター



第24図 「まちの駅」をかねる福聚禪院



第25図 浅間古墳周辺の地域施設

市公園の一つである広見公園内に位置しており、公園内には市内各所に所在した歴史的な建造物等が移築復原（復元）され、展示及び体験施設として活用されている。加えて、同園内には、富士市埋蔵文化財調査室があり、市内で発掘された埋蔵文化財の整理や報告書作成業務を実施している。

また、市立図書館（中央図書館・西図書館・東図書館・富士文庫及び4分室）においても、書跡・典籍・古文書等の資料の収集・保存とともに、調査を実施している。

こうした施設に加えて、富士市文化会館（愛称：ロゼシアター）では、地域の文化活動などが実施されているほか、館内にはふじ・紙のアートミュージアムが設置されており、定期的に紙をテーマとした美術作品の展示やイベントが行われている。

加えて、科学館である体験館どんぶらやプラネタリウムを併設する道の駅富士川楽座には、富士市の名誉市民であり、ニュートリノ物理学の発展に貢献した戸塚洋二氏を顕彰する戸塚洋二ニュートリノ館が設けられている。



第26図 市内の文化財関連施設

第3節 歴史的環境

1. 先史時代（旧石器時代・縄文時代・弥生時代）

富士市における旧石器時代の状況は、平成の初期までは愛鷹山や富士山の山麓の丘陵上において、旧石器時代の遺跡が確認されていたものの、地表に露出していた石器類の確認が主で、詳細については不明な点が多くあった。しかしながら、平成24（2012）年に開通した新東名高速道路の建設に伴い、愛鷹山麓の古木戸B遺跡や矢川上C遺跡などで旧石器時代の遺跡が発見され、本格的な調査が実施された。その結果、富士市においては約33,000年前から人間が活動していたことが確認されている。

約16,000年前から始まる縄文時代のうち、縄文時代草創期における人間活動の痕跡は、富士市では確認されていない。また、約9,000年前の縄文時代早期の遺跡は、富士川西岸の木島遺跡や愛鷹山の山麓に点在して見られる一方、富士山の山麓では確認することができない。この状況は約6,000年前の縄文時代前期にも引き継がれていくが、その背景には、この時期に富士山の火山活動が活発になったためと考えられる。

約5,000年前の縄文時代中期に入ると、富士山麓の天間沢遺跡、宇東川遺跡、富士川西岸の破魔射場遺跡では、それまでの遺跡に比べて多くの住居の跡が発見されており、発見される土器の量も他の時期と比べて非常に多くなる。このことから、縄文時代においては、中期において人間活動が盛んであったといえる。約4,000年前の縄文時代後期、約3,000年前の縄文時代晚期では、気候が冷涼化した影響もあってか、遺跡の数も中期に比べて減少し、規模も小さくなっていることが、発掘調査の成果から明らかとなっている。

この状況は弥生時代まで引き継がれたようで、富士市で発見された弥生土器は、弥生時代中期のものは少なく、生活痕跡として多く見られるようになるのは弥生時代後期になってからである。しかしながら、弥生時代の後期に入ると、富士川の西岸に複数の集落跡（清水岩



第27図 矢川上C遺跡 出土石器



第28図 宮添遺跡 環濠

の上遺跡・中野遺跡)が確認できるようになるほか、浅間古墳の南東に位置する宮添遺跡でも弥生時代後期の環濠が検出されており、浅間古墳が築造される古墳時代前期へと続く地域下地がこの時代に形成されはじめると評価できる。

2. 古代（古墳時代・奈良時代・平安時代）

3世紀中頃をすぎると、沼津市に所在する高尾山古墳を皮切りに、富士市を含めた県東部の各地において墳長50～70mほどの前方後方墳や前方後円墳が築かれるようになる。4世紀中葉には、東海地方で最大級の前方後方墳である国指定史跡浅間古墳が築かれる。続く4世紀後半から末には、現在の吉原工業高校の場所に、銅鏡や石製品、武器などの豊富な副葬品が出土した前方後円墳・東坂古墳が築かれた。また、浮島沼西端に位置する沖田遺跡では、棺に転用された準構造船が人歯や青銅鏡を伴って見つかっており、その低墳丘墓の存在は、浅間古墳の被葬者と同時代に浮島ヶ原を中心としたエリアを舞台に、さまざまなレベルの首長や有力者を軸として当時の社会が成り立っていた状況が明らかになっている。

ところが、5世紀になると、富士山の噴火の影響もあったためか、県東部で大型の古墳の築造が見られなくなる。一方で、集落は沢東A遺跡や宇東川遺跡など、河川に近い低地部を中心に5世紀後半から復興を始め、5世紀末から6世紀中頃には、県指定史跡の伊勢塚古墳



第29図 浅間古墳と周辺の主要古墳

や県指定史跡の庚申塚古墳、市指定史跡の山の神古墳といった40～50mほどの首長墳がスルガの地で築かれるまでになっている。なお、この時期には富士山の噴火によるスコリア（溶岩流を除く火山の噴出物のうち、暗色のもの）が市東半部に厚く降り積もったことも遺跡の調査からわかつており、その復興の象徴として須津古墳群内の天神塚古墳が築造されたと評価されている。

6世紀後半から7世紀には、市内各所に800基以上の小規模な古墳が現れる。特に須津古墳群内の千人塚古墳は、県東部最大級の石室規模（全長11.4m以上）を有し、近年の発掘調査でも市内初の完形銅椀が出土するなど須津古墳群の被葬者の階層の高さを物語っている。

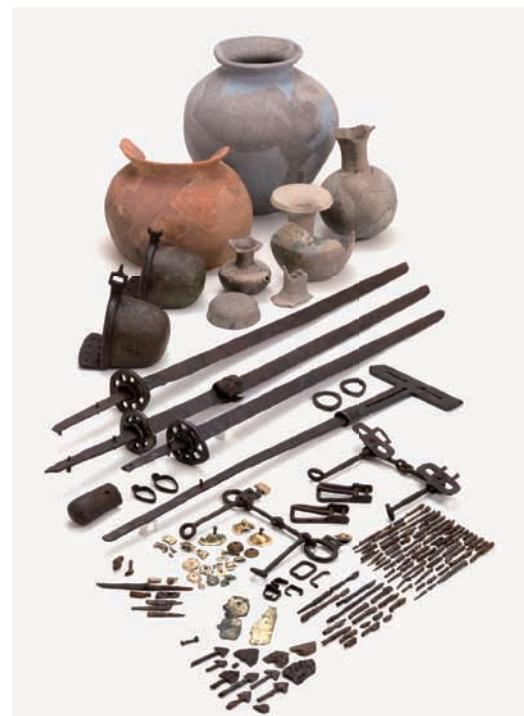
同じ頃、現在、富士市役所のある市中部エリアでは、それまで目立った集落が存在しなかった空白エリアに新興勢力が台頭し始め、伝法古墳群として墓域が展開し始める。特に中原第4号墳の副葬品（県指定有形文化財）や東平第1号墳の副葬品（県指定有形文化財）などから、これらの古墳を築いた有力者の配下に、農業や林業、土木、鍛冶、紡織、皮革などに関わる渡来人を含めた技術者集団が存在したことが明らかになっている。

8世紀の奈良時代になると、現在のほぼ富士市・富士宮市域にあたる範囲が駿河国富士郡と定められ、伝法地区の東平遺跡に郡の役所や倉などの公共施設の集まりである郡家がおかれた。伝法地区に所在する伝法古墳群の西平第1号墳からは郡の長官（郡司）クラスの腰帶金具などが出土しており、同古墳群の集団によって郡家の経営が主導されていたことがわかる。またこの時期までには仏教文化も受容され、郡家に隣接して寺院が築かれたほか（三日市廃寺跡）、妙見古墳群には官人や僧侶の墓とみられる火葬墓も現れている。

平安時代になると、郡家周辺に集約されていたさまざまな役割が、律令体制の行き詰まり



第30図 東坂古墳 副葬品

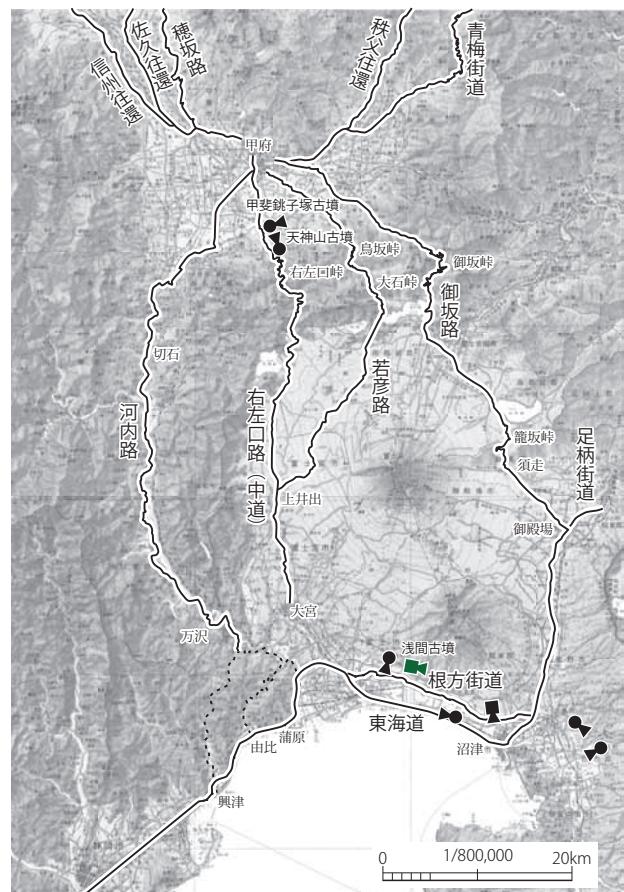


第31図 東平第1号墳 副葬品（県指定有形文化財）

とともに、郡内各地の集落へと分散されていく。破魔射場遺跡や浅間林遺跡、宇東川遺跡、祢宜ノ前遺跡、三新田遺跡、宮添遺跡などはその代表的な例である。また、浮島沼沿岸の沖田遺跡では、この時期までに大規模な条里型水田も整備されている。各地の有力者は、自分たちの集落の立地性を生かした交易や生産活動を展開することで、郡司に代わる新しい権力者としての地位を固めていったと考えられる。

古代の道 繩文時代から古代に至るまで大規模な集落を繋いでいたのが、「根方街道」（県道三島富士線）とよばれる道である。根方街道は愛鷹山の丘陵と浮島沼ラグーンの境界の山裾に存在し、鎌倉時代には「鎌倉往還」と呼ばれていた。浅間古墳の眼下の丘陵下の浮島沼北岸を通るこの道を東に進むと沼津市高尾山古墳に至ることができ、後述する浮島沼を使用した内湾交通と並行して存在した重要な陸路として位置づけることができる。奈良時代に入ると古代東海道が東西の主要官道として整備されるようになる。駿河国富士郡家に位置づけられる東平遺跡を中心に三新田遺跡や中桁・中ノ坪遺跡、破魔射場遺跡などの大規模集落を通っていたと考えられる。

富士市の東西を繋ぐ「根方街道」や「古代東海道」とは別に、南北をつなぐ道の存在も集落の分布から明らかとなっている。それが太平洋側と内陸の山梨県を繋ぐ道「中道往還」である。かつて駿河湾側と山梨甲斐を繋ぐ代表的な路は、興津や由比、蒲原から北上し南部などを経由する「身延道（河内路）」や富士から富士宮市大宮から根原、右左口峠を経由する「中往還（右左口路）」と一部そこから河口湖、大石峠を経由する「中道往還（若彦路）」、沼津、御殿場、籠坂峠を経由する「御坂路」がある。中道往還（右左口路）の山梨側の終着点には国指定史跡甲斐銚子塚古墳など浅間古墳と同時期の大型前方後円墳が多数存在することから、この道が東駿河と甲斐を繋ぐ重要な道として機能していたことを示している。



第32図 駿河湾と甲斐を繋ぐ路と前期古墳の関係

3. 中世（鎌倉時代・室町時代・安土桃山時代）

富士川の合戦 治承4（1180）年8月、伊豆の蛭ヶ小島に流されていた源頼朝は、北条時政を味方に引き入れ、平氏との戦いに向けて挙兵する。東国で勢力を拡大した頼朝は、平維盛の軍と戦うため、鎌倉から西へ進出し、富士加島（当時の富士川や潤井川の氾濫原全体）に陣を取り、これに対して平氏側は、富士川西岸に陣地をかまえた。まさに合戦が始まろうとしたとき、甲斐源氏の軍勢の移動によって起きた水鳥の羽音を、源氏の来襲と見誤った平氏は、戦いを交えることなく西に敗走したといわれている。これはいわゆる「富士川の合戦」であり、この合戦にゆかりのある平家越、呼子坂、物見堂といった地名が市内に残っている。また、この地域は平氏の支配下にあったにもかかわらず、源氏に協力して活躍した武士として、多胡宗太・大胡小橋太・鮫島四郎など、この地域出身の人物の名が知られている。

富士の巻狩り 平氏を滅ぼし、幕府を開いた源頼朝は、建久4（1193）年に、富士山の裾野において、将軍の力の誇示と軍事訓練を目的とした約20日間にもわたる大規模な狩猟、いわゆる巻狩りを実施した。幕府の大軍勢が富士山の裾野に長期間滞在したことは、後世まで多くの影響を与えており、市内には鶴無ヶ淵・三度蒔・勢子・大淵・矢川・陣ヶ沢・傘木などの、富士の巻狩りの際の頼朝に関係づけられた多数の地名が残っている。

また、この巻狩りの際には、頼朝の有力な御家人の一人である工藤祐経が、曾我十郎と五郎によって殺害されるという事件が起こる。この事件は、兄弟の父である河津三郎が工藤祐経によって殺害されたことに対する仇討ちだが、後世に「恩に報いる」といった仏教的な思想と結びつき、『曾我物語』が成立する。富士市内には、曾我物語に関連する曾我寺・曾我八幡宮・首洗い井戸・玉渡神社といった史跡が残されており、さらに、江戸時代には、『曾我物語』を題材とした歌舞伎・浄瑠璃などの芸能が人気を博すことにより、これらの史跡についても、名所として多くの人々が訪れるようになった。

中世の富士山信仰 記録に残る富士山の噴火は、25回を数えるが、そのうちの20回の噴火が8世紀末から11世紀末の300年間に集中しており、当時は頻繁に富士山が噴火していた様子がうかがえる。当時の人々は、富士山には神仏がいると見え、麓から神仏に祈りを捧げることで、噴火を鎮めようとしたと考えられる。その後、平安時代の末から鎌倉時代にかけて、



第33図 戦いにゆかりのある「平家越」



第34図 歌川豊春「新板浮絵 富士之御狩之図」

火山活動が落ち着いてきた富士山の山中で修行する宗教者の活動が活発となり、なかでも、富士上人とも称された修行僧末代上人は、山中で修行を繰り返しながら、山頂に大日寺を建立した。こうした活動の中で、富士山の登山道の一つであり、現在の富士山本宮浅間大社を起点とし、村山浅間神社を経由して山頂に至る大宮・村山口登山道が整備されることで、各地から多くの修行者（修験者）が集まることになった。あわせて、修行者たちが、富士山の神仏をどのように捉えるのかについての思考や問答を繰り返すことで、富士山の神仏の姿は時代や場所により異なる姿で認識されるようになった。その中の一つとして、鎌倉時代には、かぐや姫が富士山の神であるとの認識が広がったことが、富士山の由来や伝説を記した「富士山縁起」といった書物に記されている。

日蓮と實相寺 岩本に所在する實相寺は、平安時代の末、鳥羽法皇の願いによって、天台宗の智印上人が建立した寺で、堂々たる伽藍を有していたとされている。そのため、實相寺は修行道場として、前述の末代上人をはじめとして、多くの僧を集めた。鎌倉時代に實相寺に訪れた日蓮は、当時の地震や洪水といった天災の原因を宗教的な立場から考えるため、實相寺の一切經蔵にこもり、数多くの經典を研究し、その結果、多くの災難を防ぐのは法華經のみであるという結論に達し、『立正安國論』の執筆へつながったと考えられている。この日蓮の滞在がきっかけとなり、實相寺は後に日蓮宗に改宗することとなる。

また、当時蒲原（現静岡市）の四十九院にいた僧日興は、日蓮の影響を受けて、日蓮宗に改宗し、この地域に日蓮宗を広げていく中心人物となる。



第35図 富士山に集う仏を示した「三尊九尊図」



第36図 實相寺 宗版一切經



第37図 實相寺 一切經藏

今川・武田・北条の争い 応仁元（1467）年、京都で起こった「応仁の乱」により、戦国大名が群雄割拠する戦国時代の幕が開かれた。現在の富士市が位置する東駿河は、今川氏の勢力が強い地域であったが、物流に欠かすことができない吉原湊と富士川を有する交通の要衝であったために、隣国を支配する戦国大名の北条氏（伊豆国・相模国）、武田氏（甲斐国）との領地争いの場となった。

一時的に今川・北条・武田の休戦協定（甲相駿三国同盟）が結ばれたが、長く続く争いの中、地元の人々や有力者（矢部氏など）、寺院（東泉院など）、商人などは翻弄されながらも、生き残りの道を探った。その後、この地域は徳川家康や豊臣秀吉と支配者が変わり、幕府の直轄地（天領）となった江戸時代にようやく平和な時代がおとずれた。

富士山東泉院 戦国時代から明治元（1868）年まで、現在の今泉の地に存在した密教寺院、富士山東泉院は、富士南麓にある五つの神社（下方五社）の管理・運営を行うとともに、時の支配者から領地（朱印地）を認められた領主でもあった。今川氏が駿河国を支配していた頃の東泉院は、村山修験（富士宮市）と関係があり、武田氏の駿河侵攻の際には、今川氏の使者として越後国の上杉謙信のもとを訪れるなどし、時の支配者たちから重要視されていた有力な寺院であった。東泉院は明治初年に廃寺となったが、支配者からの朱印状・書状をはじめとする古文書や書画、生活道具、仏具や経典などの貴重な品々が伝わっている。



第38図 東泉院の宝蔵



第39図 東泉院別当義勝の密教法具



第40図 東泉院の真言密教の修法をまとめた書物

4. 近世（江戸時代）

東海道の整備と吉原宿の変遷、富士山への参詣 徳川家康による五街道の整備が行われると、公用の文書や荷物をリレー方式で取り継ぐ拠点の宿場が、全国の街道ごとに設けられ、統一された。このうち、東海道の宿場の一つとして設けられた吉原宿の前身といえる見付は、鎌倉時代初期、潤井川が駿河湾に流れ込む吉原湊付近にあったが、自然災害により東側に移転し、今井村と一緒にになって宿場が形成された。やがて慶長6（1601）年、吉原宿は東海道の宿駅として正式に設置される（元吉原宿）。

しかしながら、その後、砂や波の被害により、40年ほどで北側の依田橋村付近へと宿場が移され（中吉原宿）、さらに、延宝8（1680）年に、江戸時代最強とされる台風がこの地域を襲い、台風によって発生した高潮により、中吉原宿は一夜にして壊滅した。この被害を受け、より北側の、現在の吉原本町通り周辺に宿場が移転する（新吉原宿）。宿場が北側へと移転することにより、宿場につながる街道も北へ向かう経路へと変更することになり、その結果、江戸から京都へ旅する場合には常に自らの右側に見えていた富士山が、左側に見えるポイントが誕生し、そのポイントは左富士と呼ばれ、江戸時代に発行された浮世絵のモチーフの一つとなつた。

また、東海道が整備され、交通の環境が整うことで、社寺や霊山への参詣を目的とする一般の庶民の旅が広く普及する。中世からの修験者の活動により、信仰の対象となっていた富士山についても江戸時代には一般の庶民による参詣が増加し、中でも、東海道に面した大宮・村山口登山道は、修験者たちの活動範囲でもあった東海や近畿といった地域からの参詣者を集めめた。

登山道沿いの宗教施設や、富士山に近い吉原宿や間宿・本市場などでは、参詣者の利便に供するための多様な登山案内図が頒布されていた。



第41図 中吉原宿遺跡 出土資料



第42図 歌川広重「東海道五十三次之内 吉原左富士」



第43図 「富士山禅定図」

水とともに生きる

富士川を制する 戦国時代末期から江戸時代初めは、日本の耕地総面積が約3倍に増加した新田開発の時代といえる。傾斜地と平野の境に位置する富士川左岸の岩本山付近は、灌漑用水が引きやすく、開発するには好条件だったが、新田開発を行うには、日本三大急流の一つであり、暴れ川の富士川の流れを落ち着かせなければならなかった。中里村の土豪・古郡氏は、重高・重政・重年の三代にわたって、幕府の保護を受けながら、富士川の洪水を防ぐ雁堤（市指定史跡）の築堤や、新田開発に尽力し、やがて加島平野は加島五千石といわれる豊かな水田地帯となった。

富士川舟運 江戸時代に入り、江戸幕府の主導により、様々な制度が整えられ、流通を支える交通が重視された。陸上よりも大量の物資を安く速く輸送できることから、海上・河川交通が注目され、全国の主要な河川で舟運が行われるようになった。富士川についても例外ではなく、徳川家康の命により京都の豪商・角倉了以が上流の甲州三河岸（鰍沢・青柳・黒沢にあった荷物の揚げ降ろし場）と、下流の駿河岩淵河岸をつなぐ約71kmの「川の道」を開削した。のちに、岩淵河岸と清水湊（現在の清水港）が連結されると、信濃や甲斐から駿河、そして江戸までの大水運が開け、常に多くの舟が行き交うことになった。

潤井川を活かす 潤井川は富士山西麓の大沢崩れを源流とし、風祭川が・神田川・弓沢川・天間沢川・凡夫川などをあわせ、河口部で沼川と合流し、田子の浦港へ注いでいる。この潤井川は、水に乏しい富士市の西部にとって重要な河川であり、江戸時代を中心に、鷹岡伝法用水・上堀・中堀（富士早川）・下堀・小潤井川などの用水が開かれ、現在でも多くの水田を潤している。



第44図 雁堤（市指定）

5. 近代（明治・大正・昭和初期）

浮島沼から浮島ヶ原へ 富士市東部の愛鷹山と駿河湾にはさまれた浮島ヶ原には、明治初期まで中心部に浮島沼と呼ばれた沼があり、かつては東西 13 km、南北 2 km にもおよぶ低湿地帯が広がり村々を舟でつなぐ内湾交通の役目を果たしていた。この場所は海拔が低く、排水能力が劣るため、大雨になると浮島ヶ原全体が水浸しとなり、また、高潮の度に吉原湊（現在の田子の浦港）から海水が逆流する水害多発地帯であった。浮島ヶ原では、江戸時代末期から高橋勇吉の天文堀、増田平四郎の「スイホシ」、野村一郎の砂除堤防など、地域の有力者が主体となって、沼自体の排水能力を向上させ、海水の逆流を防ぐ治水工事が行われ、豊かな水田地帯へと変貌を遂げ、現在に続く浮島ヶ原の風景が形成されるようになった。



第 45 図 吉原湊及び東海道図 長橋家文書

浮島ヶ原の開発 浮島ヶ原では、江戸時代末期から高橋勇吉の天文堀、増田平四郎の「スイホシ」、野村一郎の砂除堤防など、地域の有力者が主体となって、沼自体の排水能力を向上させ、海水の逆流を防ぐ治水工事が行われてきたが、度重なる災害や資金の枯渇等により、設備の破壊や工事の中止が繰り返されるという、一進一退の状況となっていた。

こうした中、明治 14(1881) 年に神谷の伊達文三らを中心に、浮島ヶ原に面した集

落の人々は、浮島ヶ原を西に流れ駿河湾に流れ込む沼川の河口に、海水の流入を防ぐ水門の建築に着手した。この水門の建築にあたっては、オランダの水門工法とセメントが用いられ、着工から 4 年後の明治 18 (1885) 年に堅牢な水門、通称「六つめがね」が完成し、昭和 41(1966) 年に田子の浦港が建設されるまで、浮島ヶ原への海水流入を防ぎ続けた。

また、昭和 17(1942) 年には、増田平四郎が江戸時代の末に作った「スイホシ」と同じ場所に、6 年の歳月をかけて昭和放水路が建設され、この放水路の完成によって、3,200ha の水田が水害から守られるようになった。



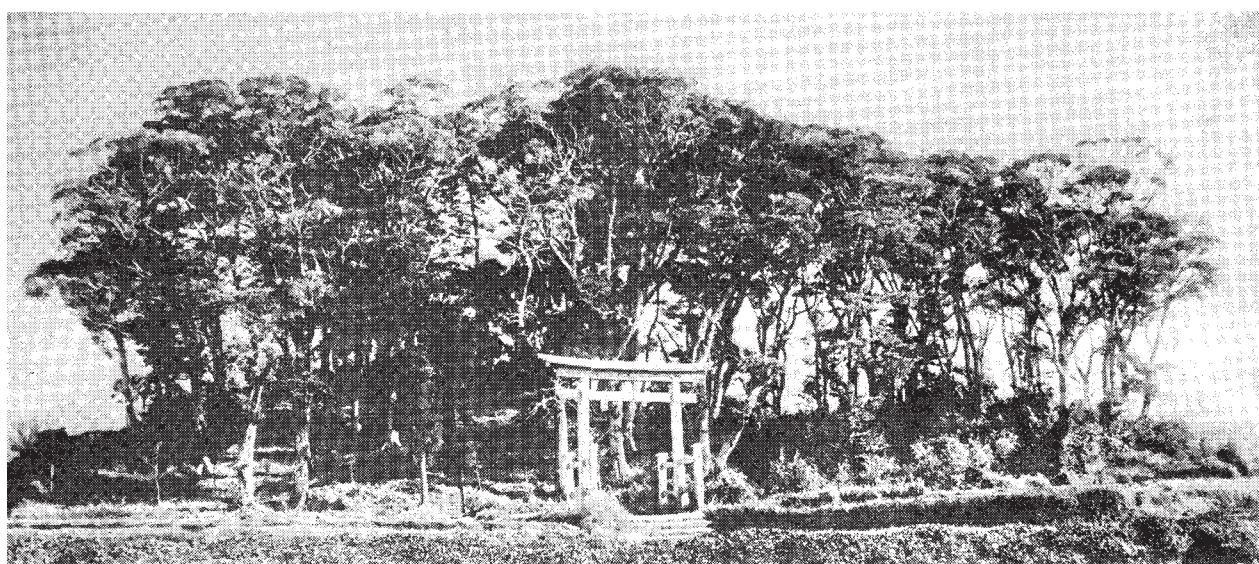
第 46 図 明治から大正期の浮島沼の様子

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

近代以降、浅間古墳が公式な書物の中に登場するのは、大正5（1917）年に刊行された須津村誌編纂委員会編『須津村誌』の記載である。これによれば、明治34（1902）年10月、東京帝国大学の坪井正五郎氏が須津地区の古墳群の現地及び出土品の臨視・鑑定を実施した際に、増川浅間神社を訪れ、その地形を見て前方後円墳であるとし、試掘を提言したという（第3章第4節参照）。その際に発掘調査は実施されなかったようだが、大正10（1921）年に刊行された『静岡県史蹟名勝誌』でも、浅間古墳は前方後円墳として紹介され、また埴輪が出土したことが記されている。昭和2（1927）年に刊行された『静岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告』でも前方後円墳としての認識が続き、昭和5（1930）年に刊行の『静岡県史』でも、墳長97mの前方後円墳と記載されている（足立1927・静岡県1930ほか）。

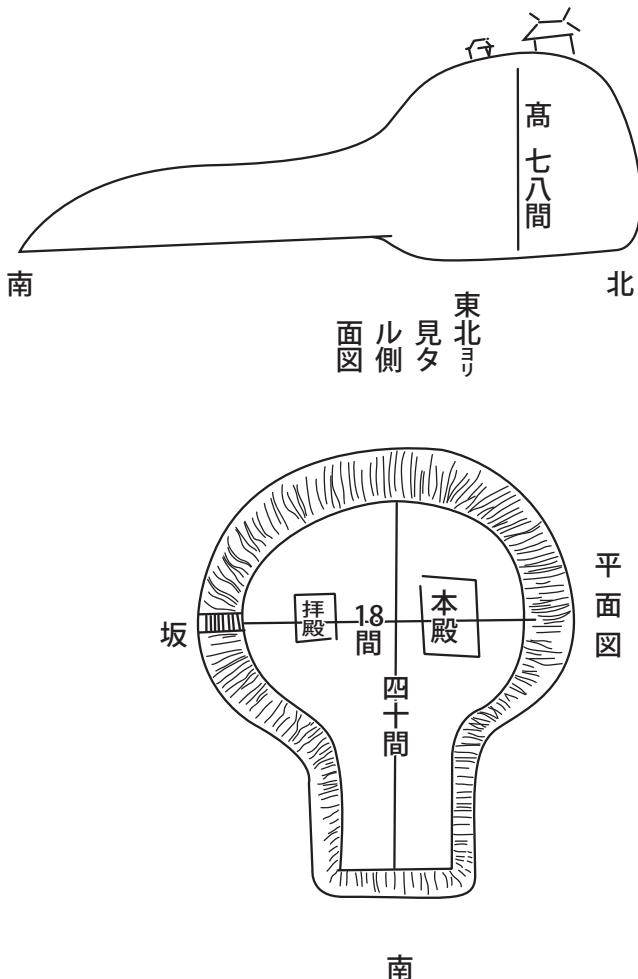
その後、昭和32（1957）年、浅間古墳の国史跡指定の際に実施された静岡大学の内藤晃氏による測量により初めて浅間古墳が前方後方墳であることが明確に示された。さらに、墳長103m、後方部幅61m、同高11.8m、前方部幅40m、同高8mという復元値が示された点は、その後の40年間、修正されることのない、浅間古墳研究において最も重要な定点として評価される。このほか、葺石の存在、後方部墳頂に鎮座する神社建築に伴い少なくとも50cmから60cmは削り取られたこと、かつて、前方部の一部に円筒埴輪が露出している状態を確認したという明治大学後藤守一教授の記憶が紹介された（内藤1958）。



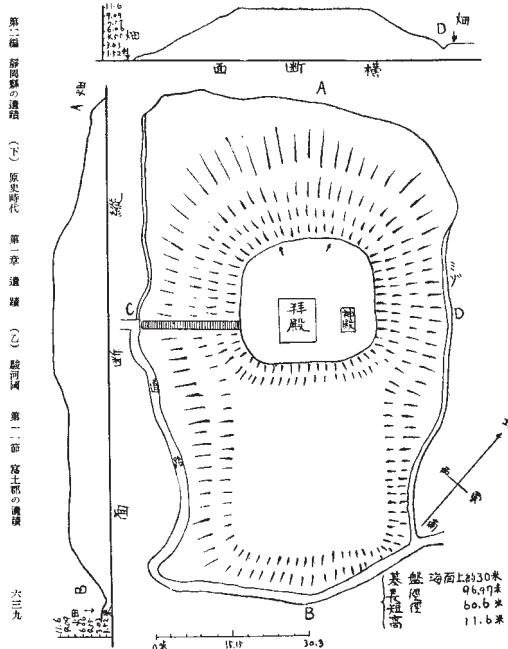
古墳 神間 浅川 増村 津須郡 士富國河駿

第47図 『静岡県史』第1巻（1930年）に掲載された浅間古墳の写真

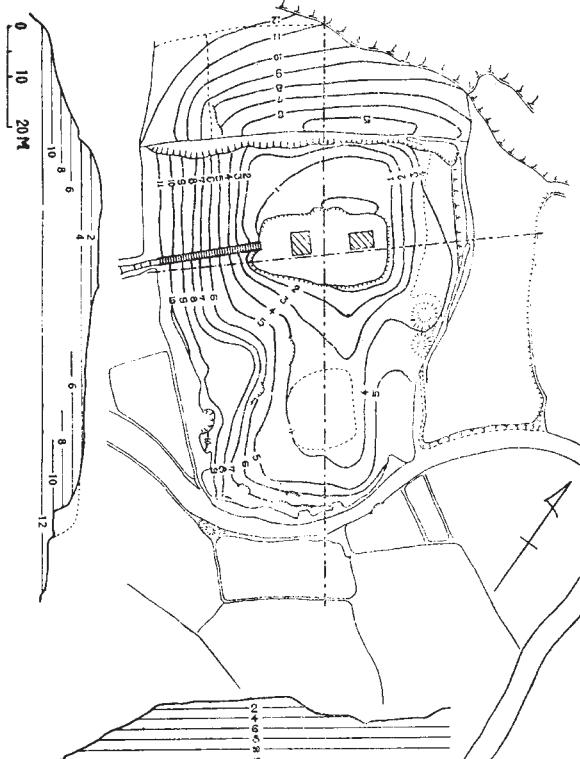
なお、内藤氏の報告中において「前方部は、現在の農道によつて大きく切断され、さらにその後数箇のイモ穴が掘りこまれたため著しく破壊されている」との記述に対する注釈として「吉原市は浅間古墳が国の史蹟として指定されると同時に、全墳丘とその隣接地を買収し、破壊された部分を復旧して完全な保護を加えている」と記載されているが、それが昭和33(1958)年3月13日に古墳用地として地目変更され現在、富士市の土地になっている3筆(増川623-1, 626-1, 627-3)と古墳用地からさらに公衆用道路に地目変更された2筆(増川623-2, 626-2)であると考えられる。



第48図 『須津村誌』(1917年)掲載の浅間古墳(再トレース)



第49図 『静岡県史』第1巻(1930年)に掲載された浅間古墳の図



第50図 内藤晃氏による測量図(1958年)

第2節 指定の状況

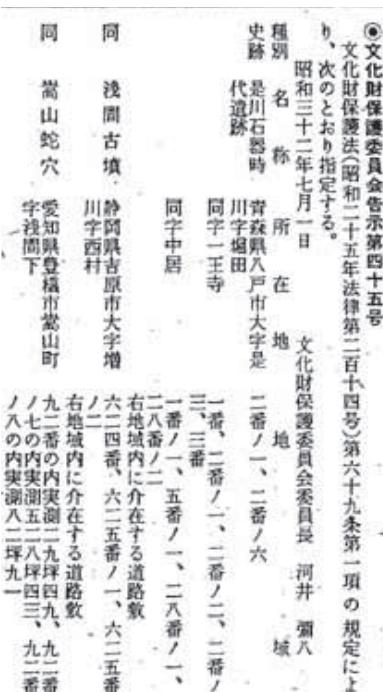
1. 指定告示

官報（第9154号）には、以下のようにある。

文化財保護委員会告示 第四十五号	
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり指定する。	
昭和三十二年七月一日	
文化財保護委員会委員長 河井 彌八	
種別 史跡	
名称 浅間古墳	
所在地 静岡県吉原市大字増川字西村	
地域 六二四番、六二五番ノ一、六二五番ノ二 右地域内に介在する道路敷	

翌年には以下のとおり、管理団体として吉原市が指定されている。官報（第9341号）

文化財保護委員会告示 第十六号	
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第七十一条の二第一項の規定により、史跡浅間古墳（昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十五号）の管理団体として、静岡県吉原市を指定する。	
昭和三十三年二月十三日	
文化財保護委員会委員長 河井 彌八	



第51図 指定告示掲載の官報

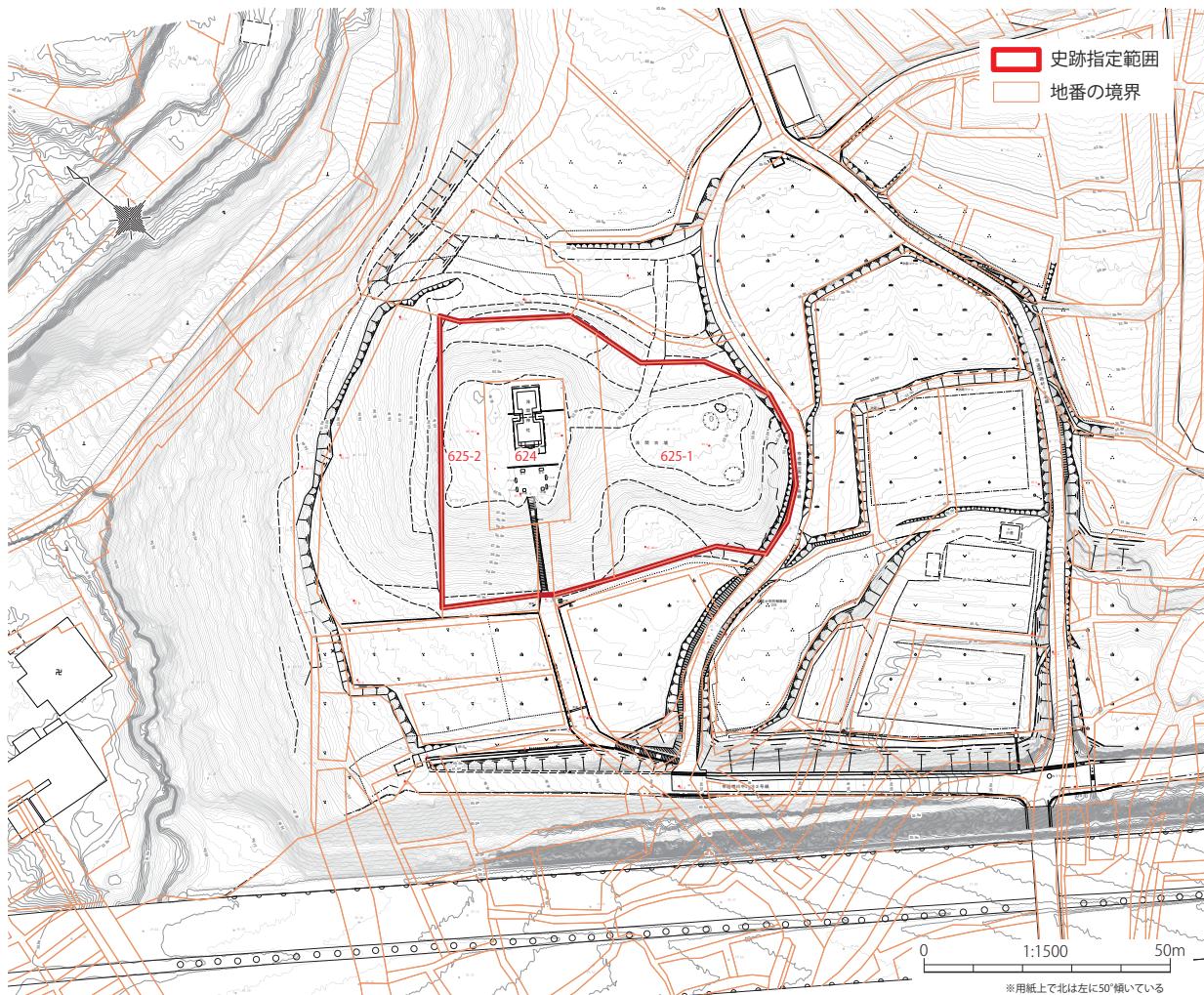


第52図 管理団体指定の官報

2. 指定説明文とその範囲

「富士山麓に近い広闊な緩傾斜の地域に存するもので前方部をほぼ東南に面する前方後円型をなしている。主軸の長さ約97メートルを有し、葺石の一部が存する。後円部に浅間神社の社殿が存し、やや旧規を損しているが、発掘の厄にあわず、駿河地方における壮大な墳丘として価値高いものがある。」

史跡の範囲は、官報告示に記された地番（増川624、625-1、-2）と増川624に介在する道路敷（石段部分）であり、第53図に示すとおりである。



第53図 浅間古墳 史跡指定範囲図

3. 指定地の状況

(1) 土地等の所有関係

史跡浅間古墳の指定地は計3筆及び介在する道路敷で、総面積約3,269.49m²（GISによる略測）である。無番地である道路敷以外はすべてが浅間神社（増川字西村625-1は村社浅間神社）の所有となっている。石階段の道路敷も浅間神社が管理しており、指定地の所有者に変化はない。

(2) 管理団体の指定

昭和33（1958）年に吉原市（現、富士市）が管理団体に指定された。

(3) 土地利用の状況

浅間古墳の史跡指定地は、浅間神社の境内地及び社殿に至る石階段、ヒノキ植林が主体の山林、として利用されている。

4. 指定地周辺の状況

指定地周辺の土地利用は、緩斜面を利用した山林や茶畠等の農地、農道が占めているが、近年は管理が行き届かず荒廃農地となっている。なお、指定地北側の土地の一部は「富士市古墳用地」（増川623-1、626-1、627-3）及び「公衆用道路」（増川623-2、626-2）として富士市が所有している。なお、「今後保護を要する範囲」のうち、現在、史跡に指定されている範囲を除いた総面積は約12,297.13m²（GISによる略測）である。

第3表 指定地一覧

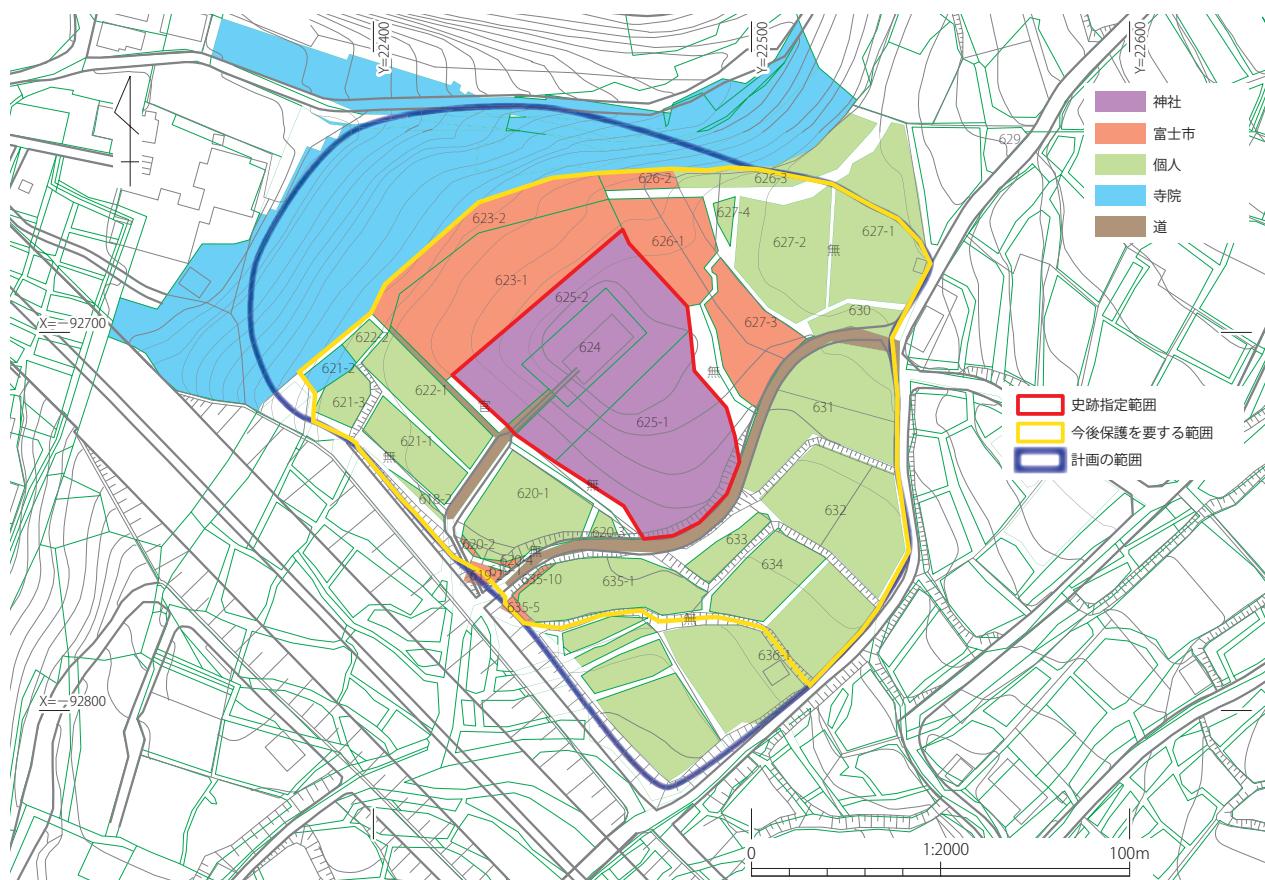
指定	字・小字	番地	地目	土地利用	公図面積 m ² (GIS 略測 m ²)	所有者
指定地	増川字西村	624 番	境内地	山林	496.00 (469.53)	浅間神社
指定地	増川字西村	625 番 1	山林	山林	1,586.00 (1349.74)	村社浅間神社
指定地	増川字西村	625 番 2	境内地	山林	1,499.20 (1407.91)	浅間神社
指定地	増川字西村			石段	なし (42.31)	

合 計 公図 3,581.2m²
GIS (3,269.49m²)

第4表 浅間古墳の一部と想定されるか、指定されていない土地一覧

指定	字・小字	番地	地目	土地利用	所有者
指定外	増川字西村	618 番 2	畠	畠	個人
指定外	増川字西村	619 番 1	公衆用道路		富士市
指定外	増川字西村	619 番 2	公衆用道路		富士市
指定外	増川字西村	620 番 1	畠	畠	個人
指定外	増川字西村	620 番 2	公衆用道路	道路	富士市
指定外	増川字西村	620 番 3	畠	畠	個人
指定外	増川字西村	620 番 4	公衆用道路	道路	富士市
指定外	増川字西村	621 番 1	畠	竹林	個人
指定外	増川字西村	621 番 2	原野	竹林	宗教法人
指定外	増川字西村	621 番 3	畠	竹林	個人
指定外	増川字西村	622 番 1	畠	竹林	個人
指定外	増川字西村	622 番 2	原野	竹林	個人
指定外	増川字西村	623 番 1	古墳用地	山林	富士市
指定外	増川字西村	623 番 2	公衆用道路	山林	富士市
指定外	増川字西村	626 番 1	古墳用地	山林	富士市
指定外	増川字西村	626 番 2	公衆用道路	山林	富士市
指定外	増川字西村	626 番 3	畠		個人
指定外	増川字西村	627 番 1	畠		個人
指定外	増川字西村	627 番 2	畠		個人
指定外	増川字西村	627 番 3	古墳用地	山林	富士市
指定外	増川字西村	627 番 4	畠		個人
指定外	増川字西村	630 番	畠		個人
指定外	増川字西村	631 番	畠	畠	個人
指定外	増川字西村	632 番	畠	畠 (未使用)	個人
指定外	増川字西村	633 番	畠	畠 (未使用)	個人
指定外	増川字西村	634 番	畠	畠 (未使用)	個人
指定外	増川字西村	635 番 1	畠	茶畠	個人
指定外	増川字西村	635 番 5	公衆用道路	道路	富士市
指定外	増川字西村	635 番 10	公衆用道路	道路	富士市

面積合計 公図 9,030.18m²
GIS (12,297.13m²)



第54図 浅間古墳 土地所有状況図



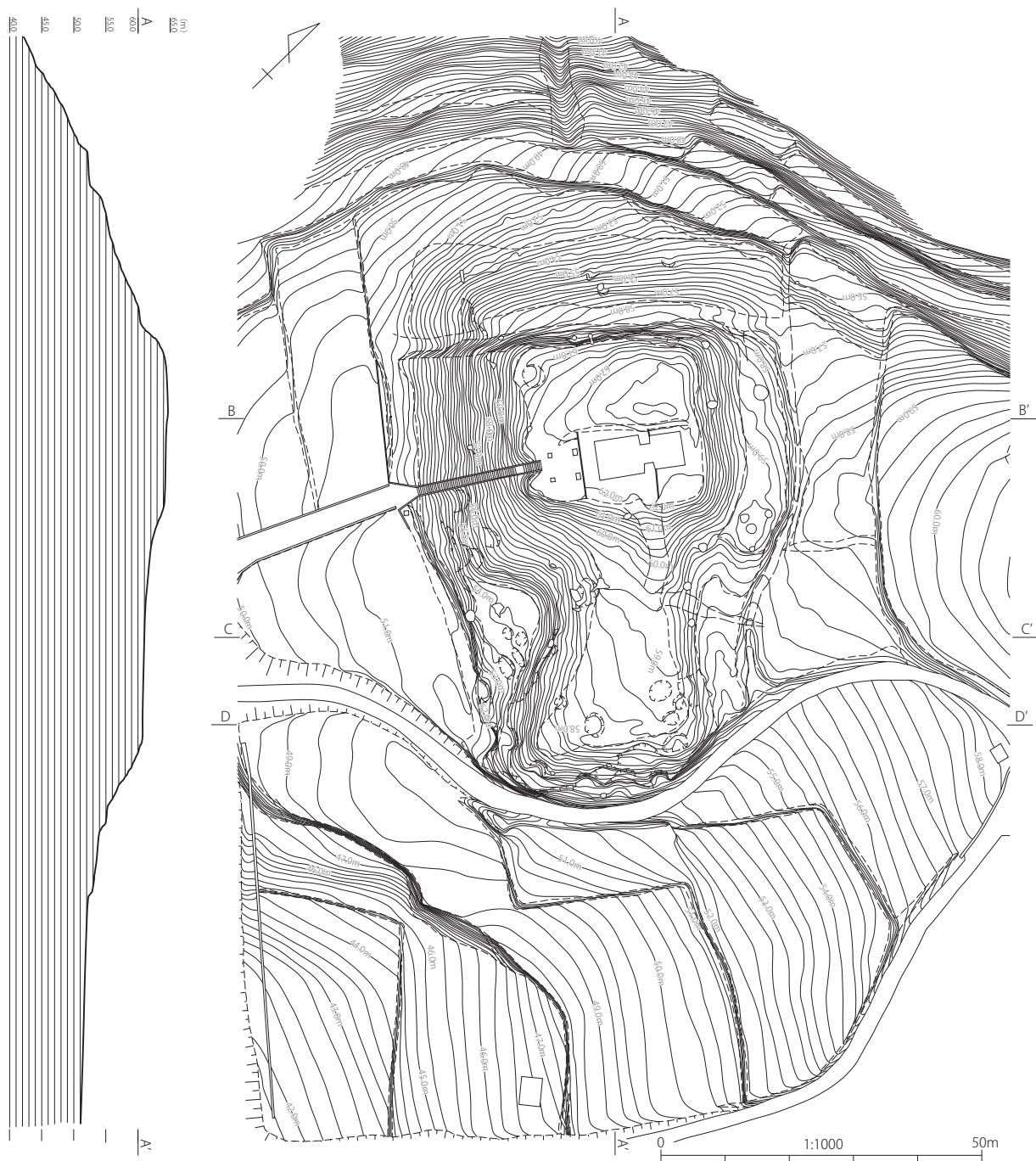
第55図 浅間古墳 地目図

第3節 指定後の調査・研究成果

1. 調査成果

(1) 墳丘測量調査

昭和32年の測量調査から長い時間が経過していることから、平成9年、静岡県教育委員会から委託を受けた静岡大学人文学部考古学研究室により詳細な測量調査が行われた。その結果、後方部二段、前方部一段築成で、墳長約90m、後方部長約60m、後方部高約10mの前方後方墳であることが改めて示された。さらに、後方部の一辺が60m、後方部高11m、前方部長33m、前方部高7mとする復元値も併せて提示された。現在までに壺形埴輪・円筒埴輪の



第56図 静岡大学による測量図（1997）

確実な出土はなく、埴輪の樹立に対しても否定的な見解が示されている（静岡大学人文学部考古学研究室 1998）。

（2）地中レーダー探査調査

令和元年に富士市教育委員会が主体となり、埋葬施設の有無や形状を把握することを目的に、墳丘平坦部全体における地中レーダー探査を実施した。地中レーダー探査の解析結果からは後方部墳頂の地表から 2.0～2.5m の深さで、長辺約 9.5m、短辺約 6.8m の範囲に隅丸方形の異常反応が確認され、また、異常反応範囲の内側部分においては全く反応を示さない範囲が長辺約 7.4m、短辺 2.2m の範囲で認められた（富士市教委 2021）。

この解析結果から、後方部主軸直交方向において、幅 1～2m 前後の天井部分が石材などではない（もしくは存在しない）、石材などを使用した構造物に囲まれた竪穴系の埋葬施設（石室内法長辺約 7.4m、短辺 2.2m か）が存在すると想定することができる。

想定される埋葬施設のタイプについては、竪穴式石室の可能性が高いものの、粘土槅や粘土床などの可能性も排除できず、確定的なことは言えない状況だが、これまで、測量調査以外の考古学的調査が行われてこなかった浅間古墳に対して、非破壊調査で埋葬施設の存在や位置を推定できたことは、大きな成果といえる。

（3）UAV 測量調査

浅間古墳の墳丘規模を確定するためには発掘調査を実施することが最も確実だが、墳丘部分や周辺地形の詳細な測量と地形観察を実施することで、なぜこの地を選び、どのような工法で古墳を造ったのか、を考察することも可能である。

そのため、富士市教育委員会は、令和 2・3 年度に浅間古墳を中心に 300m × 450m の範囲で UAV（ドローン）を使用して、詳細な等高線図（第 62 図）及び陰影図（第 63～66 図）



第 57 図 埋葬施設推定範囲



第 58 図 地中レーダー探査の様子



第 59 図 現地説明会の様子

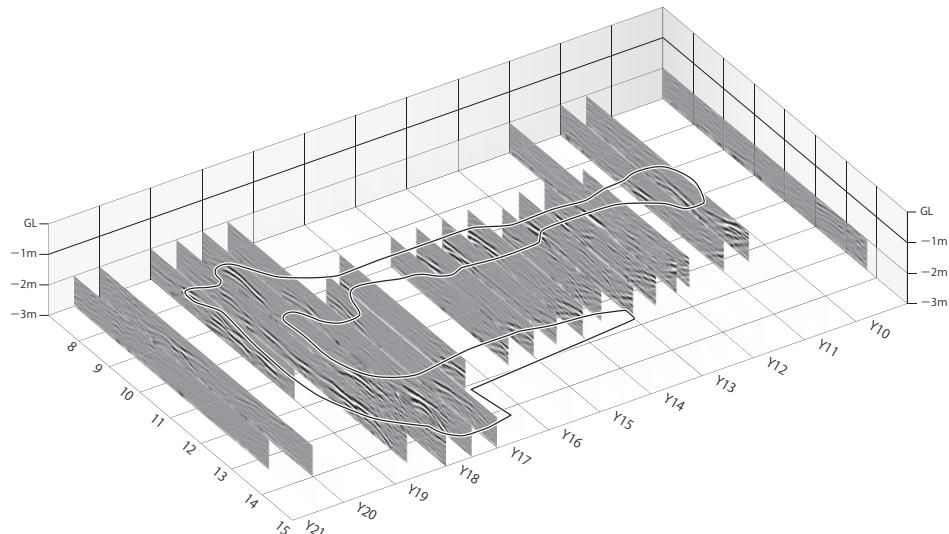
を作成した。調査は2カ年に分けて実施し、令和2年度は古墳を中心に150m×300mの範囲を対象にし、令和3年度は古墳南側の周辺地形を中心に300m×300mの範囲を対象とした（富士市教委2023）。

調査の結果、浅間古墳の規模を提示すると以下のようになる。

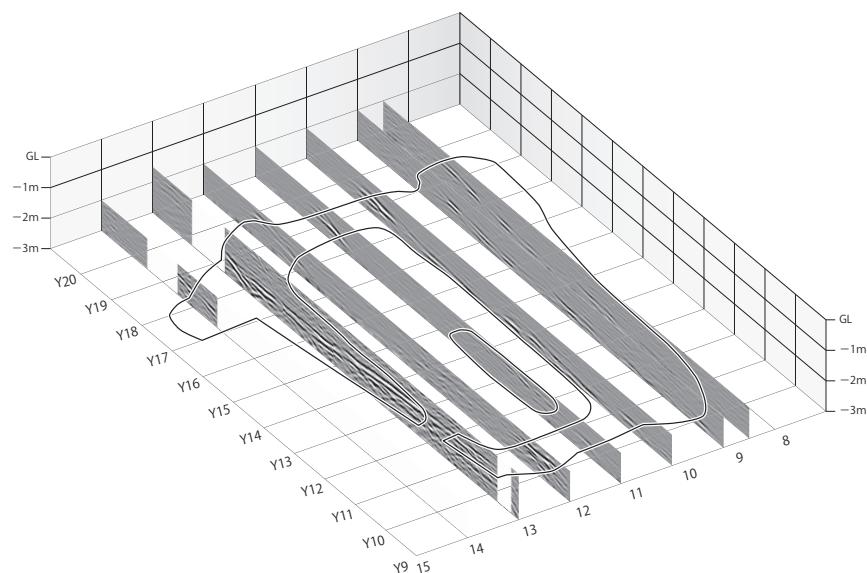
墳長90.8m、後方部長54.5m、前方部長36.3m、後方部高11m（南側基準）・4.75m（北側基準）、
前方部高7m（南側基準）・2m（北側基準）

浅間古墳の立地の特徴は、海側（南側）からの視認性を強く意識して造られた結果、南側から測った際の高さと北側から測った際の高さに大きな差があるという点である。古墳時代の前期古墳にみられるこのような古墳は「海浜型前方後円（方）墳」（広瀬2015）として位置づけられている。

また、古墳周辺の測量の結果、浅間古墳が丘陵先端ではなく、やや奥まったところに古墳主軸を直交させて築造していることが明確となった（第67図）。主な理由としては、丘陵先



第60図 埋葬施設レーダー探査結果の見通し（X軸）



第61図 埋葬施設レーダー探査結果の見通し（Y軸）

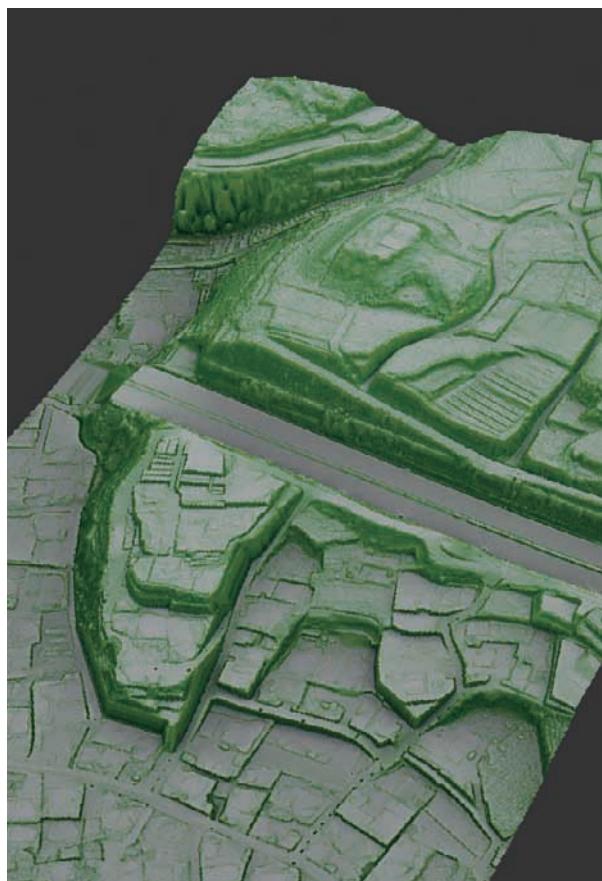
端は最大幅 60m 程度しかなく、90m 級の古墳を築造するには狭すぎるためであると考えられる。幅の狭い丘陵上でも古墳主軸を傾斜と並行させることで大型の古墳を築造することはできるが、古墳の主軸を 90 度回転させると浅間古墳の最大の特徴である視認性を確保できないため、採用されなかったものと考えられる。90m を超える墳丘の大きさと前方後方墳としての視認性を両立させた結果、現在のような古墳立地になったと結論付けられる。



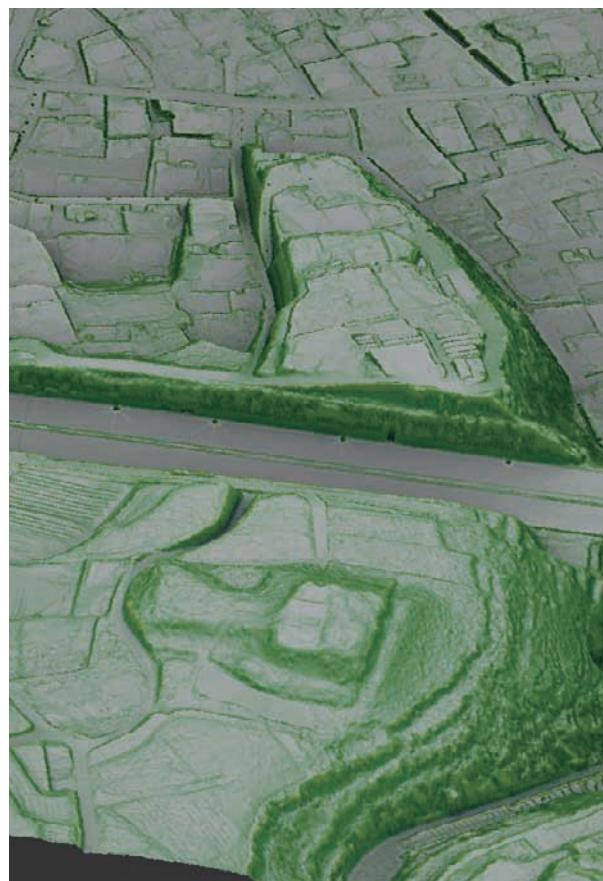
第 62 図 地中レーダー探査で明らかとなった埋葬施設の位置



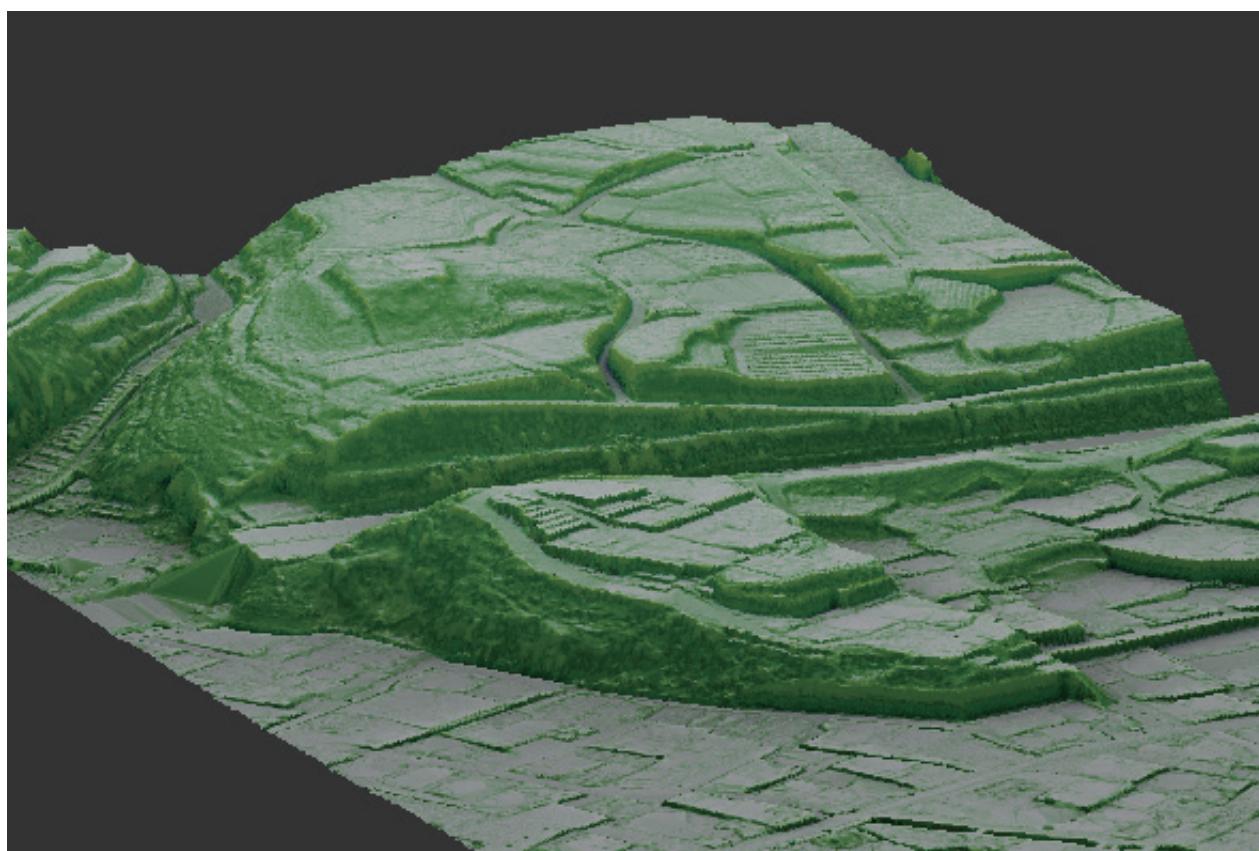
第 63 図 陰影図 (2000 分の 1)



第64図 陰影図（南東から）



第65図 陰影図（北から）



第66図 陰影図（南西から）

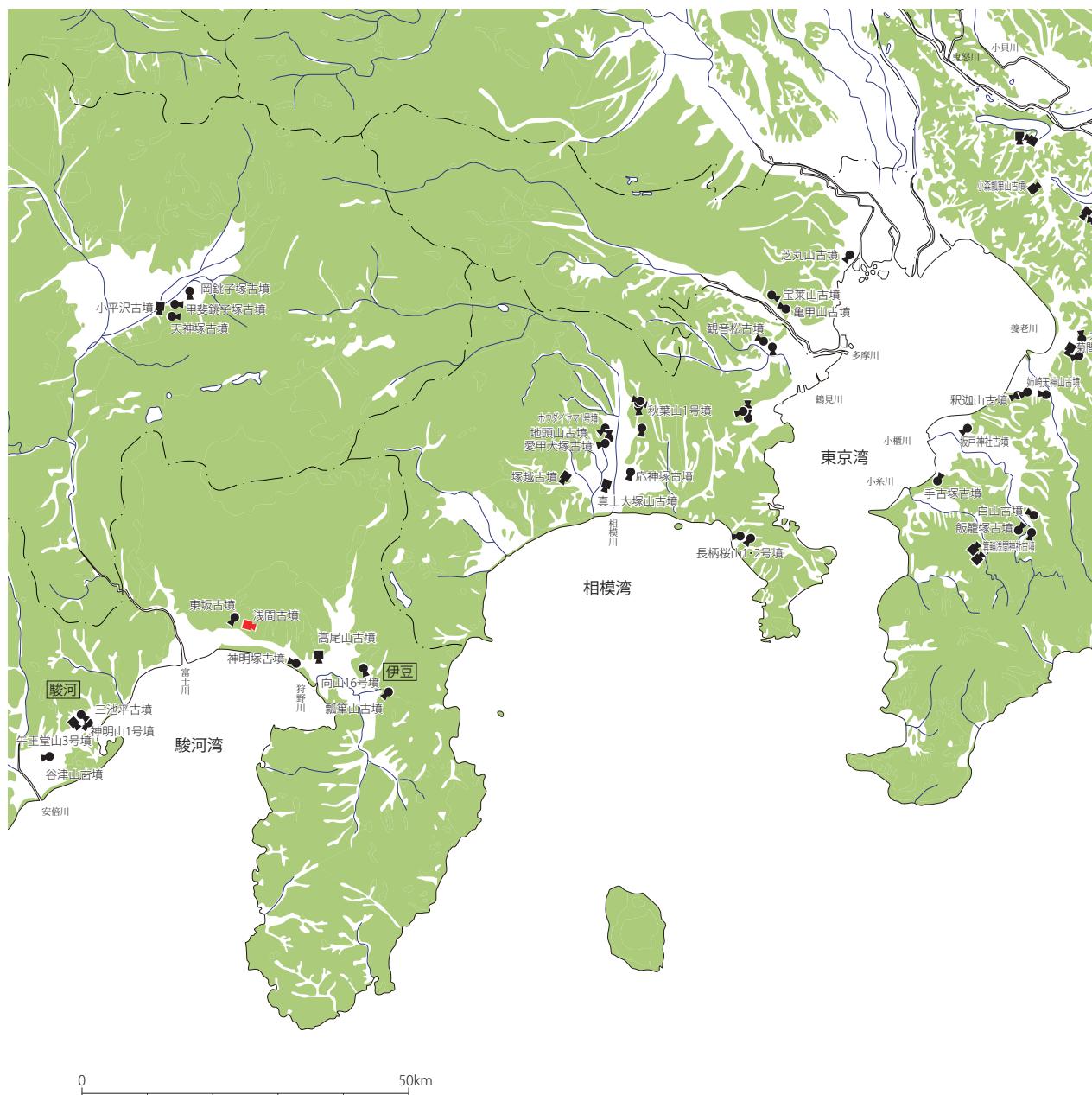


第67図 数値地形図（2000分の1）

2. 研究成果

(1) 倭王権の広域ネットワーク化の象徴

浅間古墳が築造されたと想定されている古墳時代前期後半から前期末にかけては、「海に面した山塊や丘陵、あるいは台地や砂堆などにつくられた」古墳が瀬戸内海両岸をはじめ、北部九州、日本海、太平洋沿岸に多く築造された。浅間古墳をはじめとするこれらの「海浜型前方後円（方）墳」（広瀬 2015）に埋葬された首長同士が連携し、さらにそれらのネットワークが強靭に機能するためには物資の補給所としての良好な港湾の存在が不可欠であり、駿河湾ではまさしく浮島ヶ原がそれに該当する。太平洋沿岸では駿河湾、相模湾、東京湾などの交通の要衝において、その管理を担った「地域豪族の綿密な連携と安全保障体制の存在が推定」されている（若狭 2018）。

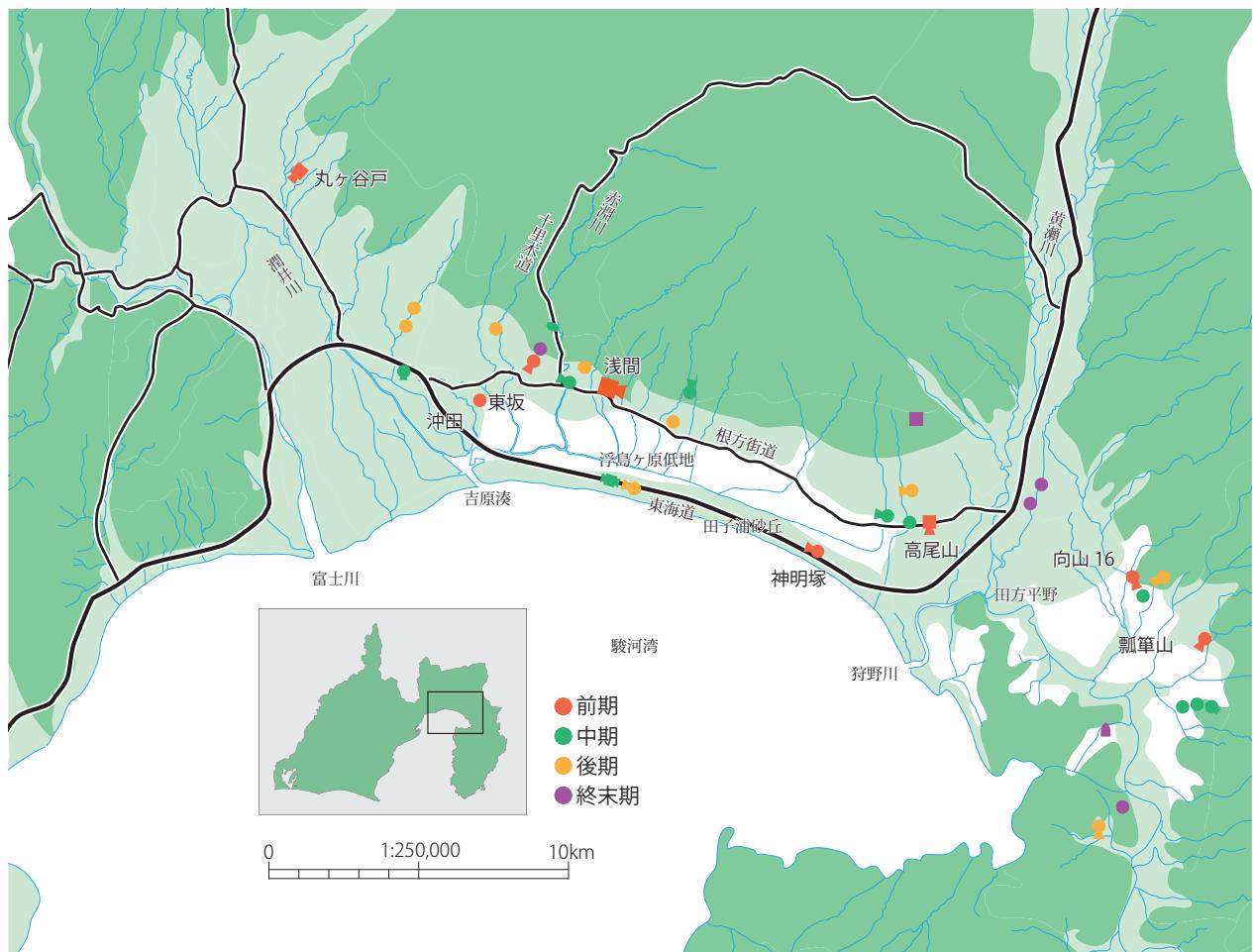


第68図 太平洋沿岸に立地する前期古墳

それら海上交通の要衝に立地する古墳の存在から推定される「海の道」と河川や陸路を利用する内湾、内陸交通の要衝に立地する古墳の存在から推定される「内陸の道」のネットワーク化こそが、倭王権の政治、経済、軍事の安全保障を目的とした交通戦略と言え、浅間古墳の存在は倭王権の広域ネットワークの確立という政治的、社会的状況を語る「古墳の広域性」(田中 2023) を象徴する重要な古墳のひとつといえる。

(2) 地域社会における水上・陸上交通を掌握した首長墓としての位置づけ

浅間古墳の眼下には、浮島ヶ原低地、駿河湾を臨むことができる。浮島ヶ原ラグーンは、駿河湾の最奥部に位置し、それを取り囲むように古墳の視認性を強く意識した、高尾山古墳(国指定史跡)、神明塚古墳(沼津市指定史跡)、浅間古墳(国指定史跡)、東坂古墳(消滅・出土品が市指定有形文化財)の首長墓が古墳時代前期に継続的に築かれたと考えられている。富士市沖田遺跡では、浮島ヶ原ラグーンの内湾交通において物資や人、情報伝達のために使用された古墳時代前期の準構造船や、それらを陸路で繋ぐ「根方街道」沿いに立地する集落のあり方や、弥生時代後期から続く駿河湾と甲斐を結ぶ路の重要性などから、東駿河の玄関口である浮島ヶ原西端と高尾山古墳のある浮島ヶ原東端に「浮島ヶ原ネットワーク」として整理される一つの地域社会が存在したと理解されている(佐藤 2018)。



第69図 伊豆・東駿河における首長墓

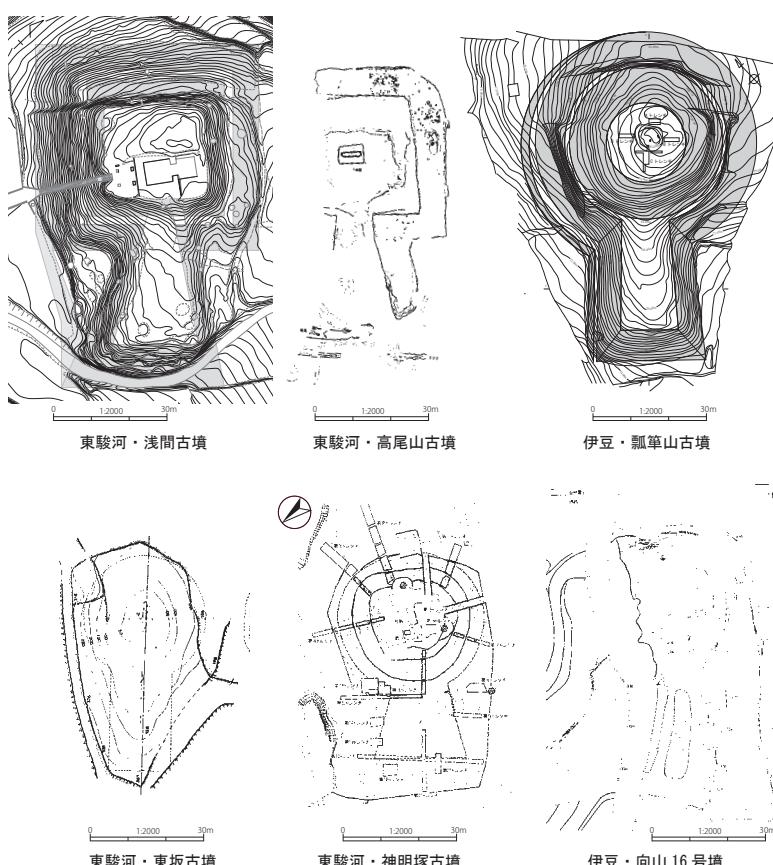
浅間古墳を含む浮島ヶ原ネットワークにおける首長は、水上交通の要である駿河湾・浮島ヶ原ラグーンの管理とその内海を玄関口として甲斐や相模へと続く陸上交通の中継地としての管理などを通じて密接な関係を築いていた首長像を想定することができる。



第70図 浅間古墳築造時期における
準構造船（沖田遺跡）

編年	時期区分	須恵器	埴輪	土師器	東駿河（浮島沼周辺） 西・北側（富士宮・富士）	東側（沼津）	伊豆 狩野川流域（三島・韭山）
1	前				26 丸ヶ谷戸		
2	期			I 廻間 III式	1 高尾山		
3	中			II 松原向 I式	2 神明塚		
4	後			III 松原向 II式	3 浅間	1 向山 16	
5	後			IV 宇田 I式	4 東坂	2 瓢箪山	
6	後	TK73		V 宇田 II式	1 道尾塚		
7	後	TK216			2 間門松沢 1		
8	後	TK208			1 向山 1		
9	後	TK23			2 ふくべ塚		
10	後	TK47			1 天神塚	1 多田大塚 2	
11	終	MT15			2 庚申塚	2 多田大塚 4	
12	未	TK10			3 子ノ神	4 多田太塚 6	
		TK43			4 琴平山の神	6 駒形向山 3	
		TK209			5 長塚		
		TK217			6 中原 4		
					7 横沢 11		
					8 寺ノ上 16		
					9 実円寺西 1		
					10 下土狩西 18		
					11 原分 17		
					12 大坂上 17		
					13 清水柳北 1		
					14 16		
					15 大師山 1		

第71図 伊豆・東駿河における首長墓編年



第72図 伊豆・東駿河における前期古墳測量図

(3) 古墳の視認性に関する研究

浅間古墳を含めて、東駿河における前期古墳の視認性に関する研究は、GIS ソフトを利用し古墳から見える範囲ではなく、古墳を見ることができる範囲、「可視領域」を分析することで深化されてきた（佐藤 2012、笛原 2019）。

浮島ヶ原ラグーンにおいて、最初に築造された沼津市高尾山古墳は、築造時の前方部の高さが明らかではないが、調査所見からはさほど高くなかったと考えられており、可視範囲も現在の沼津市街が中心となる。駿河湾からの視認は不可能ではないが、海岸線付近など視認できないエリアが広く存在する。

次に築造されたと考えられている沼津市神明塚古墳は、駿河湾からの視認性は全くなく、可視範囲は内湾である浮島ヶ原ラグーンからに限られている。

神明塚古墳の後に浅間古墳が築造されたと考えられているが、この段階になり、駿河湾からの視認性を意識した築造であることが可視領域の分析から明確である。古墳の南側、南西側からの視認性が高く、駿河湾から吉原湊、浮島ヶ原ラグーンを目指す上でのランドマークになっている。浅間古墳の次に築造されたと想定される東坂古墳にも、視認性は引き継がれている。

また、浮島ヶ原ラグーンを舟で東に向かうと浅間古墳を視認できなくなるが、ほぼ同時に神明塚古墳を視認できるようになり、最後には高尾山古墳に行き着くという可視領域の結果からも、浮島ヶ原ラグーンを取り囲むように所在するこれらの前方後円（方）墳が、立地や主軸などを含めて計画的に築造されていることを示しており、まさしく浮島ヶ原ラグーンにおける首長系譜と言える。

(4) 須津古墳群における最初の首長墓

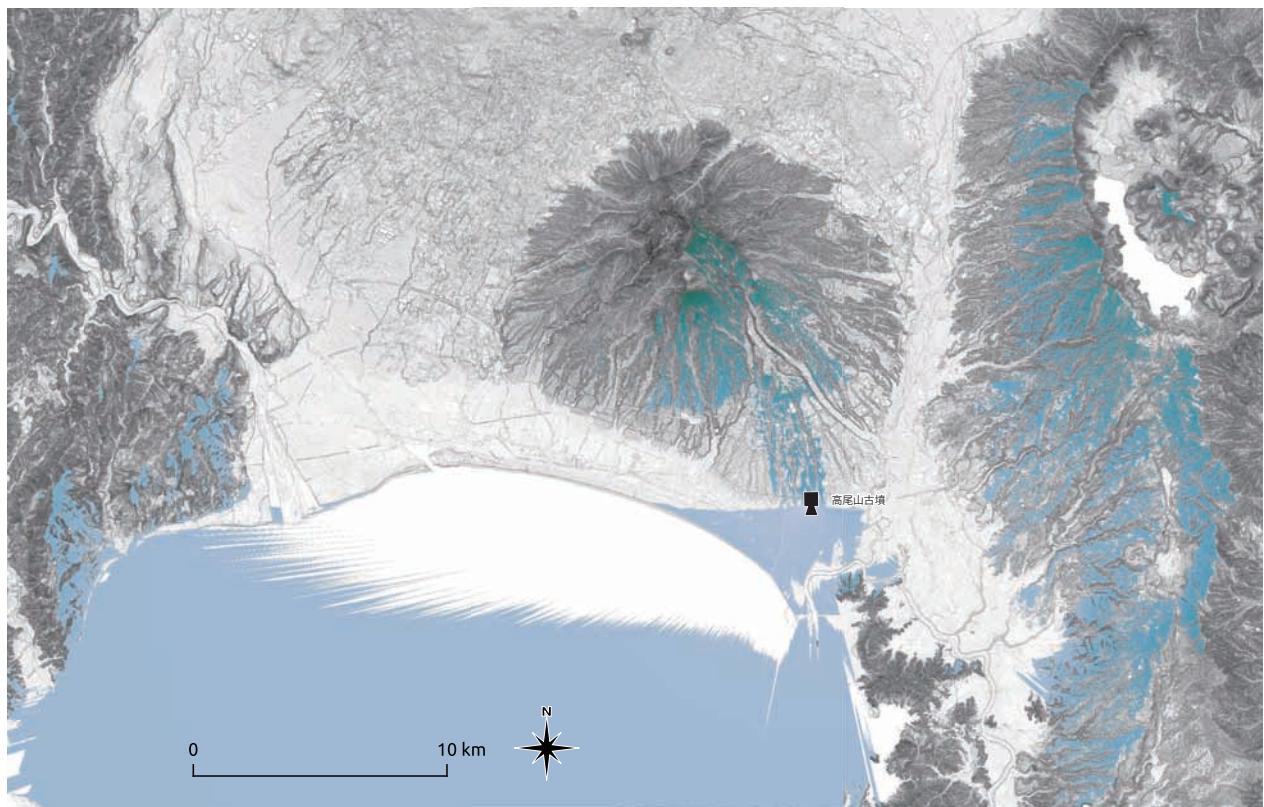
浅間古墳の立地する愛鷹山南麓には、古墳時代を通じて 1,000 基を超える数の古墳が存在したと考えられており、東海地方最大級の古墳群と位置づけられている（富士市教委 2023）。また、浅間古墳周辺には約 200 基の古墳が群集して存在する。

浅間古墳の築造は、前述のとおり、古墳時代前期における倭王権の広域海運ネットワークの確立という政治的・社会的要請に対する地域社会の産物として捉えることができる。その一方で、大群集墳の大部分が築かれるのが古墳時代後期後半である。その築造背景には、眼下の「王領」化した浮島ヶ原ラグーン沿岸の共同体構成員やその指導者層の存在が指摘されている（藤村 2022b）。

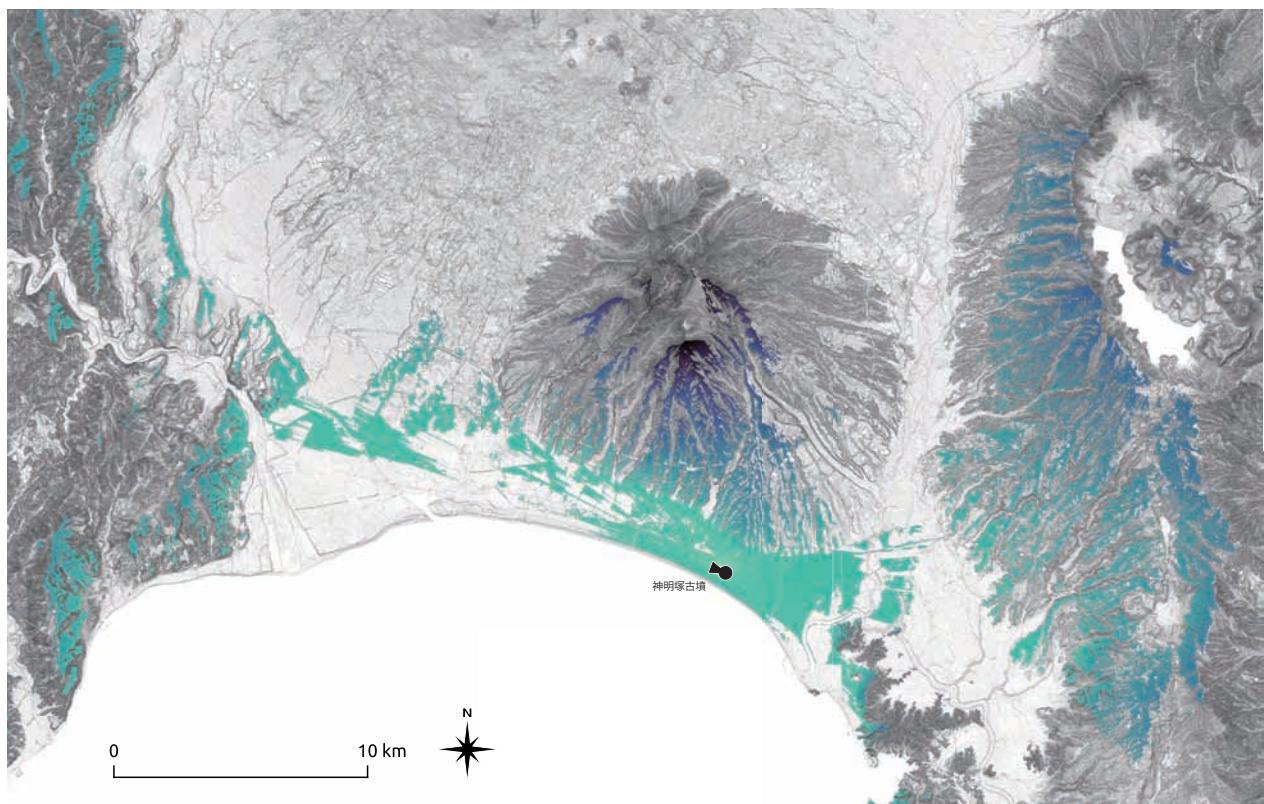
以上のように、古墳時代を通じて、異なる政治的・社会的背景をもつ古墳群が愛鷹山南麓に展開しており、そのなかでも最も古墳の密集する「須津古墳群」における最初の首長墓が浅間古墳である。

参考文献

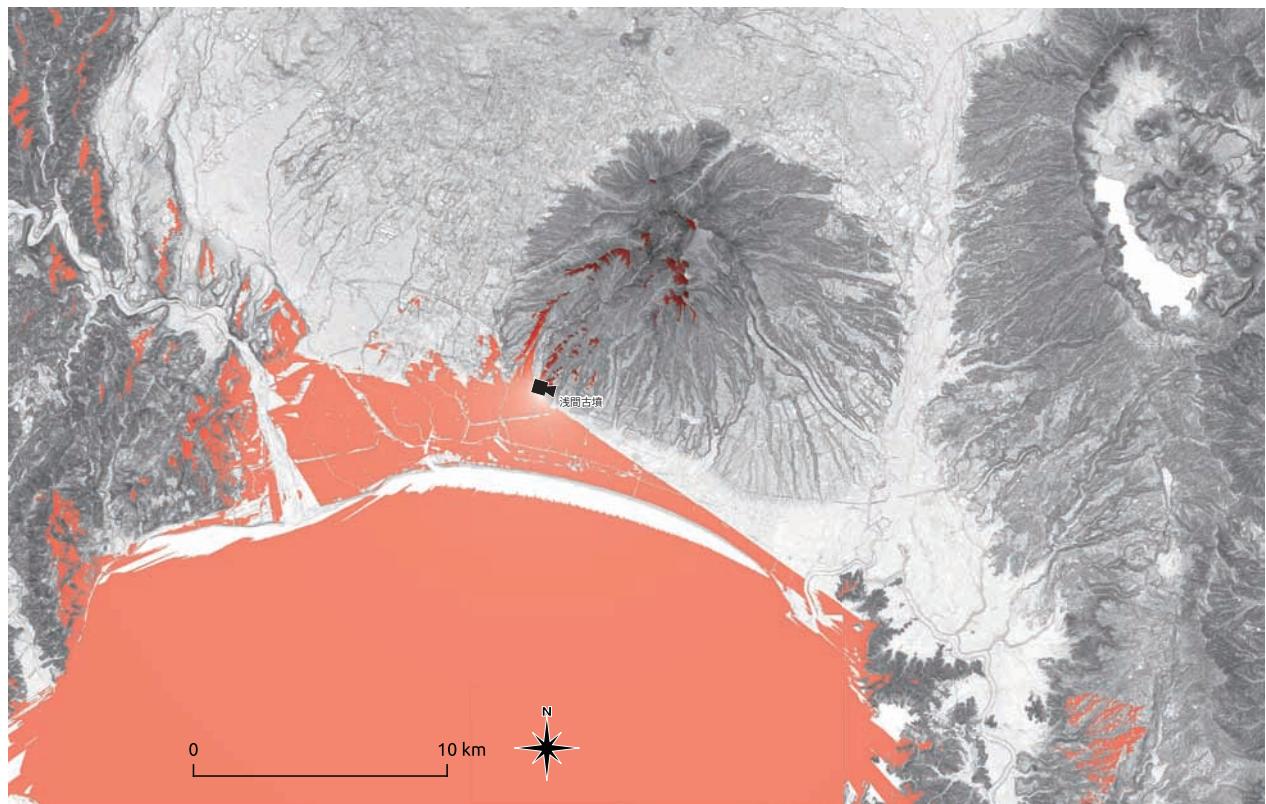
- 足立鉢太郎 1927 「最近に調査したる駿東富士の古墳につきて」『静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告』第3輯
- 近藤義郎 1956 「牛窓湾をめぐる古墳と古墳群」『私たちの考古学』第3巻第2号 考古学研究会
- 笹原芳郎 2019 「瓢箪山古墳の立地について」『伊豆瓢箪山古墳の研究』(滝沢誠編) 筑波大学人文社会学研究科歴史・人類学専攻
- 佐藤祐樹 2012 「駿河における前期古墳—古墳の景観と路の視点から—」『東日本における前期古墳の立地・景観・ネットワーク』
第17回東北・関東前方後円墳研究大会
- 佐藤祐樹 2018 「駿河・伊豆における古墳出現期の様相—浮島ヶ原における首長系譜を中心に—」『東海地方における古墳出現期の
様相2』第30回考古学研究会東海例会
- 静岡縣 1930 『静岡縣史』第1巻
- 静岡大学人文学部考古学研究室 1998 「静岡県富士市 国指定史跡・浅間古墳測量調査の成果」『静岡県の重要遺跡』(静岡県内重
要遺跡詳細分布調査報告書) 静岡県教育委員会
- 須津村誌編纂委員会編 1917 『須津村誌』
- 滝沢 誠 2022 「浅間古墳と古墳時代前期の東日本」『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書一令和2年度一』富士市教育委員会
- 田中 裕 2023 『古代国家形成期の社会と交通』同成社
- 内藤 晃 1958 「遠江・駿河の前方後方墳」『私たちの考古学』第5巻第1号
- 日高 慎 2002 「水界民と港を統括する首長」「專修考古学」第9号專修考古学会
- 広瀬和雄 2015 「海浜型前方後円墳を考える」『海浜型前方後円墳の時代』同成社
- 富士市教育委員会 2021 『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書一令和元年度一』富士市教育委員会
- 富士市教育委員会 2023 『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書一令和3年度一』富士市教育委員会
- 藤村 翔 2022a 「愛鷹山南麓の古墳群と浮島ラグーンの開発」『愛鷹山に眠る開拓者たち—東海最大級の古墳群と地域の再生—』(令
和3年度 沼津市・富士市連携 埋蔵文化財活用 特別展示・講演会資料) –沼津市教育委員会・富士市
- 藤村 翔 2022b 「愛鷹山古墳群の被葬者集団とその生産基盤—駿河東部地域の大型群集墳—」『須津千人塚古墳』富士市教育委員会
- 若狭 徹 2017 『前方後円墳と東国社会(古代の東国1)』吉川弘文館
- 若狭 徹 2018 「古墳時代<東日本>」『日本考古学・最前線』日本考古学協会編 雄山閣
- 若狭 徹 2022 「前方後円墳の社会的機能に関する一考察」『律令制国家の理念と実像』吉村武彦編 八木書店



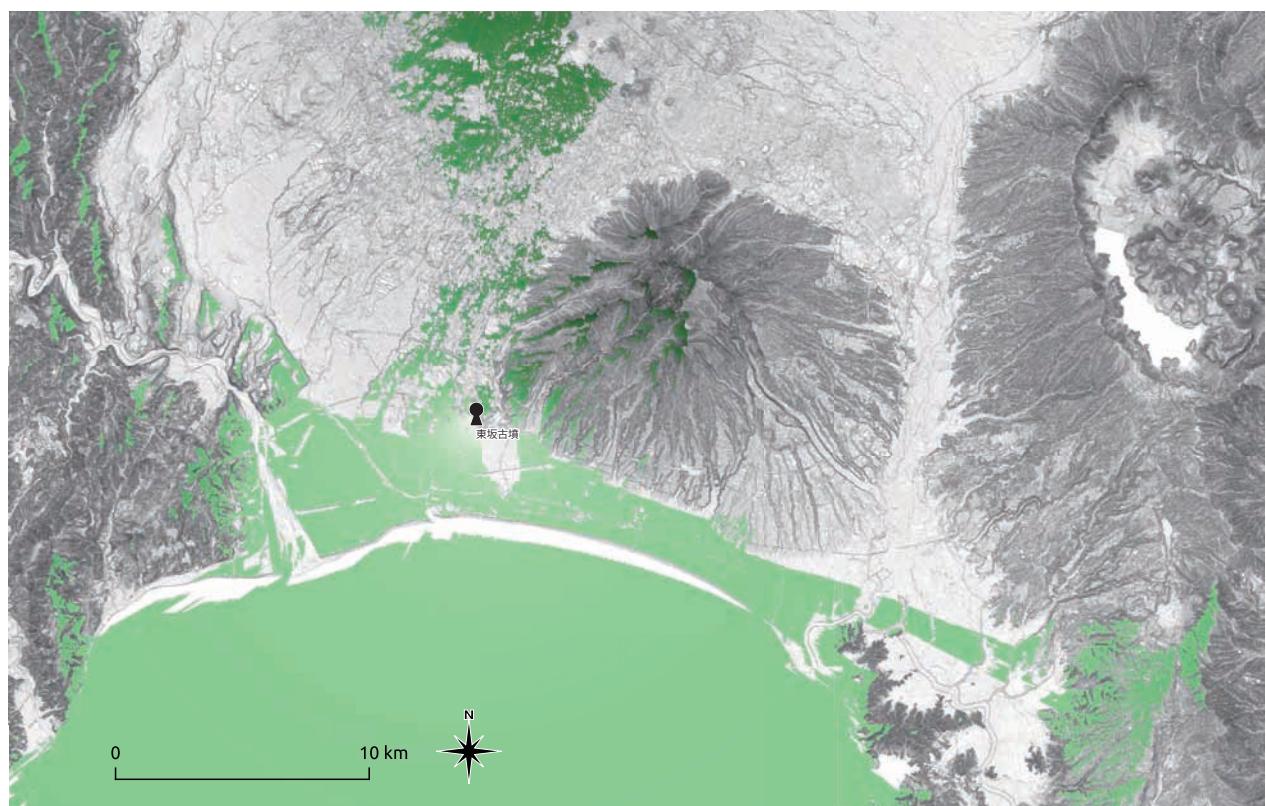
第73図 高尾山古墳の可視領域



第74図 神明塚古墳の可視領域



第75図 浅間古墳の可視領域



第76図 東坂古墳の可視領域

第4節 歴史資料から見る浅間古墳・増川浅間神社

1. 増川浅間神社の棟札と「五海道其外分間延絵図並見取絵図」

増川浅間神社には6点の棟札【第5表】が現存し、明和4（1767）年の棟札【第77図】が最古である。ただし、この棟札の十干に誤りがあり、「丙亥」となっているが、明和4年は丁亥である。

「五海道其外分間延絵図並見取絵図」（東京国立博物館蔵、重要文化財）の東海道分第三巻に、東海道から増川村（現富士市増川）がみえ、愛鷹山麓に「浅間」と赤い鳥居が描かれている【第83・84図】。本図は寛政12（1800）年、江戸幕府によって測量、作製され、文化3（1806）年に完成した。1里を7尺2寸（1/1,800）の縮尺で記され、街道筋の宿場・村落にある本陣・脇本陣・問屋場・高札場・一里塚をはじめ、派生する脇道や交わる河川や橋梁にいたるまで詳細に描かれている。また、街道から見える村落・寺社・山並みも描かれているが、これらの情報は付随的なものであるため、精緻に描かれた様子は見られなく、どの場所から見た景色なのかも不明である。「増川村」の表記も今井村（現富士市今井）の北に描かれているが、実際には現在の今井から見て増川は北東方向、距離約6kmの位置にある。山麓に描かれた「浅間」の位置は首肯できるが、浅間神社よりも南にあるはずの同村内の「福寿院」（福聚院）や「妙蓮寺」が北に描かれている。ただ本図から、19世紀初頭に増川村の愛鷹山麓に「浅間」神社があり、東海道から見える位置にあったことがわかる。このことは明和4年の棟札の存在と矛盾するものではなく、18世紀後半に増川浅間神社があったことは確かなようである。

第5表 増川浅間神社棟札一覧

No.	年月日	願主等	材質	寸法(cm)	備考
1	明和4（1767）年正月28日	祢宜 伊兵衛 法主 永昌院	杉	28.4*7.7	干支が「丙亥」とあるが、明和4年は丁亥
2	天明5（1785）年6月28日	法主 江尾村大福院	杉	36.5*13.5	
3	文化9（1812）年6月17日	法主別当江尾村正当山大福院十三世 現住 蘭溪法印 代 前住 慧静法印 神体再建願頭 名主 山口惣右衛門 組頭 渡辺權左衛門 百姓代 元右衛門 惣氏子中	杉	49.5*22.5	
4	天保13（1842）年9月	法印大先達大福院順静（花押）	杉	24.8*9.4	
5	明治12（1879）年4月吉日	富士郡増川村 氏子中	杉	26.7*11.9	
6	昭和34（1959）年10月2日	棟梁 嶋村一男 大工 池田 大工 川原崎一男	杉	39.4*13.5	



第 77 図 明和 4 (1767) 年棟札表・裏



第 80 図 天保 13 (1842) 年棟札表・裏



第78図 天明5(1785)年棟札表・裏



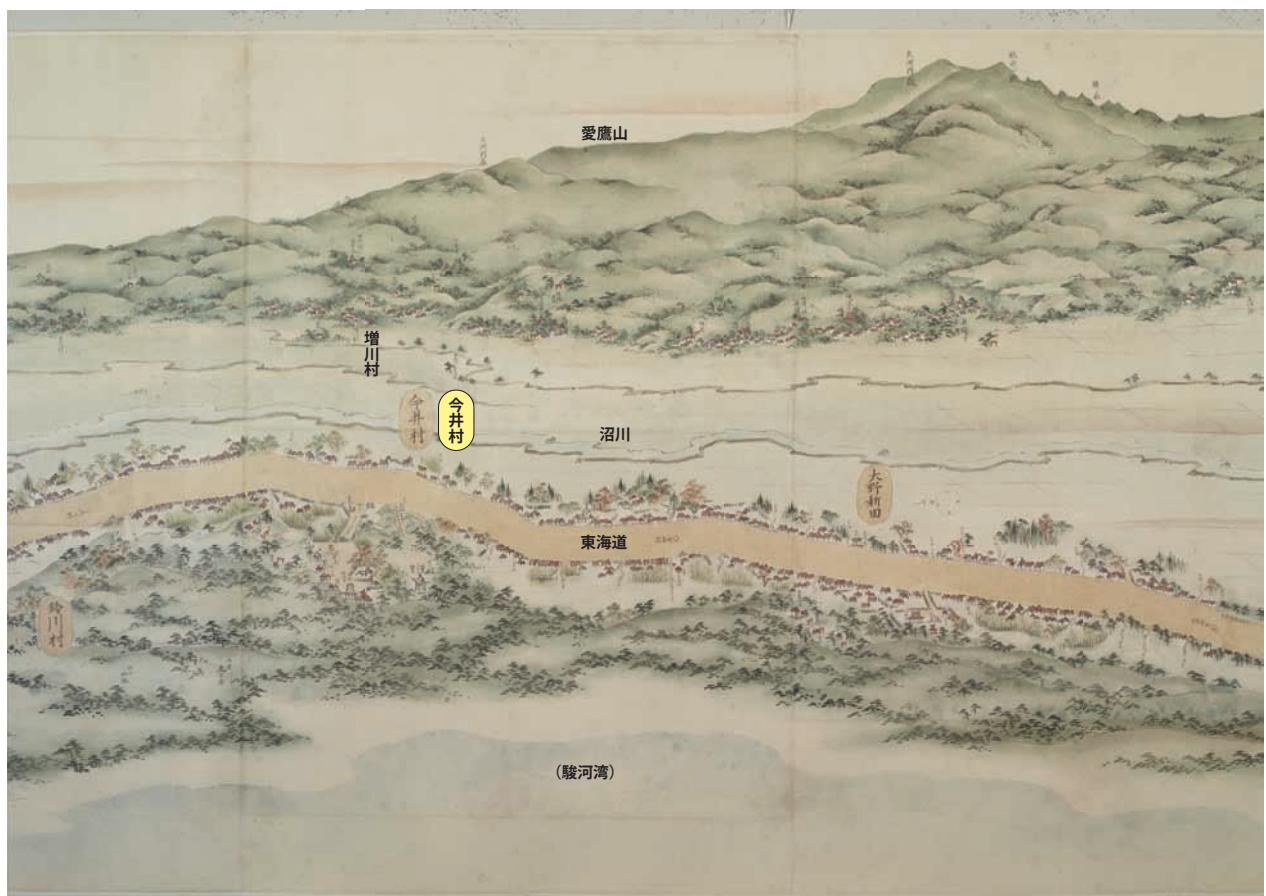
第 81 図 明治 12 (1879) 年棟札表・裏



第79図 文化9(1812)年棟札表・裏



第 82 図 昭和 34 (1959) 年棟札表・裏



(Image:TNM Image Archives)

第 83 図 東海道分間延絵図増川村部分を含むカット



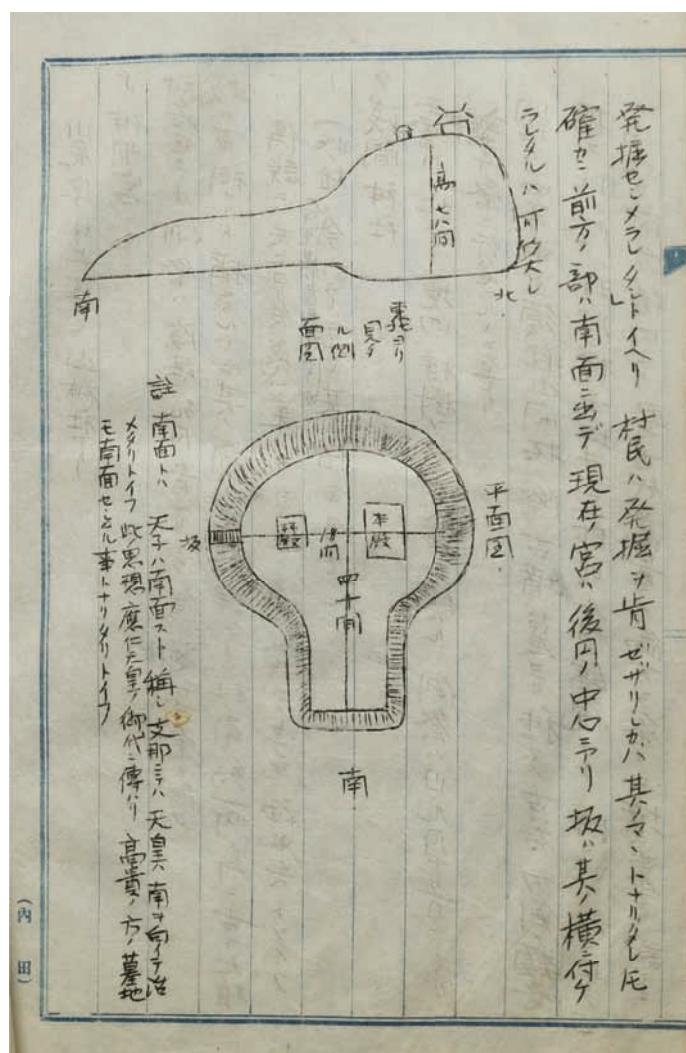
(Image:TNM Image Archives)

第 84 図 第 83 図の増川村部分拡大

2. 『須津村誌』における浅間古墳

須津村誌編纂委員会編『須津村誌』(大正6(1917)年8月)に、増川村の浅間神社とその下にある「前方後円墳」についての記事がある。本資料は明治22(1889)年に増川村を含む中里村、江尾村、川尻村、神谷村、大坪新田が合併してできた須津村の地誌で、富士市立中央図書館所蔵の旧須津村役場文書である。

その「第十三 名所 古跡」の「13 古墳墓」に「本村ニハ古墳墓極メテ多シ、明治三十四年十月、理學博士坪井正五郎氏ノ鑑定ニヨレバ、何レモ一千年以上ノ古墳タルコトヲ明言スルニ定ルト」とあり、イロハ順に須津地区の7古墳の概要が記され、「イ. 増川浅間神社古墳」からはじまる。ここには「増川浅間神社境内全部ニシテ前方後円墳ノ形ヲ存ス、規模頗ル大ナリ、図面ヲ神社ノ部ニ載ス」とあり、「第十四、神社 佛閣」に詳細が記されている。その「1. 神社取調一覧表」に所在地「全(須津村)増川」、社名「浅間神社」、創立年月日「不詳 棟札ニ明和四丙亥ノ歳正月四日」、祭神「木花之佐久夜毘賣命」、備考「明治八年二月十八日附ヲ以テ増川村社ニ列セラル」とある。各神社の概要の「9. 浅間神社」に増川浅間神社について記され、「西増川ノ北ニアリ、境内椎樹ヲ以テ美事ニ被ハル、例祭ハ旧九月十五



第85図 「須津村誌」浅間神社断面図・平面図

日ナリシガ神嘗祭ニ行ハセラル、ニ至レリ」「明治三十四年、中里須津山開拓ノ際、古墳墓ヨリ種々ノ古器・刀剣ノ類発掘ス、此ノ際、理學博士坪井正五郎氏本村ニ臨視アリ、時ニ此ノ社ヲ見テ曰ク「此ハ前方後円ナリ、是古代高貴ノ御方ヲ祭リシ墳墓ナリ、試シニ発掘セシメラレタシ」トイヘリ、村民ハ発掘ヲ肯ゼザリシカバ、其ノマ、トナリタレモ、確カニ前方ノ部ハ南面ニ出デ、現在ノ宮ハ後円ノ中心ニアリ、坂ハ其ノ横ニ付ケラレタルハ可笑シ」とあり、さらに「東北ヨリ見タル側面図」「平面図」【第85図】が記されている。また「註」として「南面トハ 天子ハ南面スト稱シ、支那ニテハ天皇ハ南ヲ向イテ治メタリトイフ、此ノ思想、應仁天皇ノ御代ニ傳ハリ、高貴ノ方ノ墓地モ南面セシムル事トナリタリトイフ」とある（應仁天皇は応神天皇か）。

ここに出てくる坪井正五郎は人類学・考古学者で東京帝国大学教授である。明治34（1902）年10月、坪井により須津地区の古墳群の臨視・鑑定が行われ、発掘された副葬品の一部は東京帝国大学に寄贈されたという。このとき増川浅間神社を訪れた坪井は、その地形を見て古代の高貴な人物を祀った前方後円墳であるとし、試掘を提言するが、村はそれを受け入れずそのままとなつた。古墳の断面図と平面図も記され、前方部が南を向いていることについても、註釈をもつて古代中国の天子・天皇が南面を向いて治政すること、貴人の墓地が南面することの説明を加え、この古墳を評価している。

現代の研究で浅間古墳は前方後方墳で、前方部は南東方向を向いていることがわかっているが、坪井によりはじめて浅間古墳が古墳として認知されたと考えられる。浅間古墳に発掘・盗掘の痕跡が認められないのは、永らく境内が椎の木によって被われていたことに加え、明治34年の調査時に村が試掘を拒否したことが大きい。

第4章 浅間古墳の本質的価値

第1節 指定時に示された本質的価値

史跡浅間古墳は指定時にその本質的価値が確認されており、以下に指定時の価値を整理する。

- 駿河の中でも屈指の規模をもつ前方後円墳である。
- 古墳の規模は墳長97メートルを測る。
- 大規模な改変を受けずに、古墳の旧状を良好にとどめている。
- 古墳の周辺環境も良好に保存されている。
- 墳丘斜面に葺石が残存する。

第2節 新たな価値評価の視点の明示

史跡指定後に新たに明らかとなった本質的価値や、本質的価値にはあたらないものの地域において価値として捉えられる関連事項も存在する。また、指定後の調査・研究により修正が必要になった点もある。本計画では、史跡の本質的価値について、改めて以下のように整理する。



第86図 浅間古墳全景（南から）

1. 本質的価値

(1) 東海地方最大規模の前方後方墳が良好に残存

- 浅間古墳は古墳時代前期に築造された東海地方最大規模を有する前方後方墳である。
- 墳長 90.8m に復元される墳丘や周辺環境が良好に残存している。
- 後方部の墳頂に長辺約 9.5m、短辺約 6.8m の竪穴式石室（もしくは、粘土槨）が埋設されている可能性が高い。

(2) 駿河湾からより「大きく」見えることを強く意識

- 墳丘は東側に向けた前方部が一段、西側に向けた後方部が二段築成で、斜面に葺石が葺かれた大型の前方後方墳である。南側の墳丘全体が一段高く見えるように墳丘（基壇）が造られ、古墳の規模・存在をより大きく見せるような築造方法が採られている。
- 水上交通の要である駿河湾・浮島ヶ原ラグーンを眼下に臨む丘陵上に立地し、水上・陸上交通の管理を担っていた首長墓と考えられており、倭王権と地域首長との関係を知るうえで重要な古墳である。

(3) 「須津古墳群」の最初のスルガ王墓

- 須津古墳群には、古墳時代前期の前方後方墳である浅間古墳にはじまり、中期末の前方後円墳の可能性が高い天神塚古墳、後期初頭と推定される大型円墳である琴平古墳、7世紀中葉の古墳としては駿河東部最大級の墳丘・石室規模を有する千人塚古墳など多様な形式の古墳が約 200 基群集している。浅間古墳は古墳時代を通して発展した地域社会において、もっとも早い段階で活躍した地域首長の墓である。



第 87 図 浅間古墳の北側から古墳・浮島ヶ原低地・駿河湾を臨む

2. 副次的価値

史跡の本質的価値とは言えないが、史跡浅間古墳のあり方を考えるうえで、重要な視点として後方部墳頂にある浅間神社の存在がある。

後方部の墳頂部には、浅間神社の社（昭和34年10月27日再建とする棟札）があり、現在も氏子により大切にされている。明和4（1767）年正月廿八日浅間大菩薩を勧請したとする法主永昌院による棟札や天明5（1785）年当時の須津村の東にあった江尾村の大福院名のある棟札が社に保管されており、18世紀後半には浅間神社が建立されていたことが確実と言える。それから、260年近く経ち、現在も増川区の方々を中心に、古墳の日常的な清掃管理が続けられている。

浅間古墳が荒廃することなく、良好に残されている最も大きな要因は、浅間神社の社が後方部の墳頂にあり、年間を通じての下草刈りなどを地域住民が率先して行い、神社の立地する古墳を大切に維持管理してきたからであり、浅間古墳のもつ副次的価値と言える。



第88図 社殿・古墳の清掃作業（1）



第89図 社殿・古墳の清掃作業（2）

第3節 構成要素の特定

1. 構成要素の区分

浅間古墳においては、前節に基づく本質的価値を構成する要素と、本質的価値を構成する要素ではないが、史跡の保存・活用において取扱いを検討すべき要素が存在する。以下に、本計画の対象範囲における構成要素について区分する。

●本質的価値を構成する要素（構成要素A）

浅間古墳の本質的価値を構成する中心的な要素で、土地と一体となった遺構・遺物。

●本質的価値を構成する要素以外の要素（構成要素B）

時間の経過の中で自然的・人為的に付加された要素で、古墳以外の要素。

●本来、本質的価値を構成する要素とすべき要素（構成要素C）

史跡浅間古墳の指定地外にあるが、明らかに「本質的価値を構成する要素」をさす。

●史跡の指定地外にある本質的価値を構成する要素以外の要素（構成要素D）

史跡浅間古墳の指定地外にある、本質的価値を構成する要素以外の要素をさす。

第6表 構成要素の区分と特定

構成要素の区分		構成要素の特定
史 跡 浅 間 古 墳	本質的価値を構成する要素（構成要素A）	<p>地上に表出している要素 ・墳丘（盛り土、葺石等）</p> <p>地下に埋蔵されている要素（遺構） ・埋葬施設、周溝、外周区画溝等</p> <p>地下に埋蔵されている要素（遺物）</p>
	本質的価値を構成する要素以外の要素（構成要素B）	<p>史跡の保存・活用上、調整を必要とする要素 ①山林 ②建築物　浅間神社社殿 ③工作物 神社関連（狛犬・灯籠・石造物等） 階段施設 電気通信施設</p>
未 指 定 範 囲	本来、本質的価値を構成する要素とすべき要素（構成要素C）	<p>史跡の一部を構成する要素 ・墳丘（盛り土、葺石等）の一部 ・周溝の一部、墳丘前面平坦部 ・地下に埋蔵されている遺物</p>
	史跡の指定地外にある本質的価値を構成する要素以外の要素（構成要素D）	<p>史跡の保存・活用に資する要素（D1） ・標識、解説看板</p> <p>史跡の保存・活用上、調整を必要とする要素（D2） ・鳥居、参道、電柱、農道</p>
		<p>環境保全に必要な要素（D3） ・浮島ヶ原低地や駿河湾からの眺望、山林、農地</p>

2. 構成要素の特定

前項の区分に基づき、本計画の対象範囲の構成要素を抽出し、図上に整理する。

(1) 本質的価値を構成する要素（構成要素A）

浅間古墳の本質的価値を構成する中心的な要素で、土地と一体となった遺構が該当する。地上に表出している要素として、墳丘（盛り土、葺石）が該当する。また、地下に埋蔵されている要素として後方部に存在することが明らかとなっている埋葬施設、墳丘北側でその痕跡が観察される周溝、遺物が該当する。



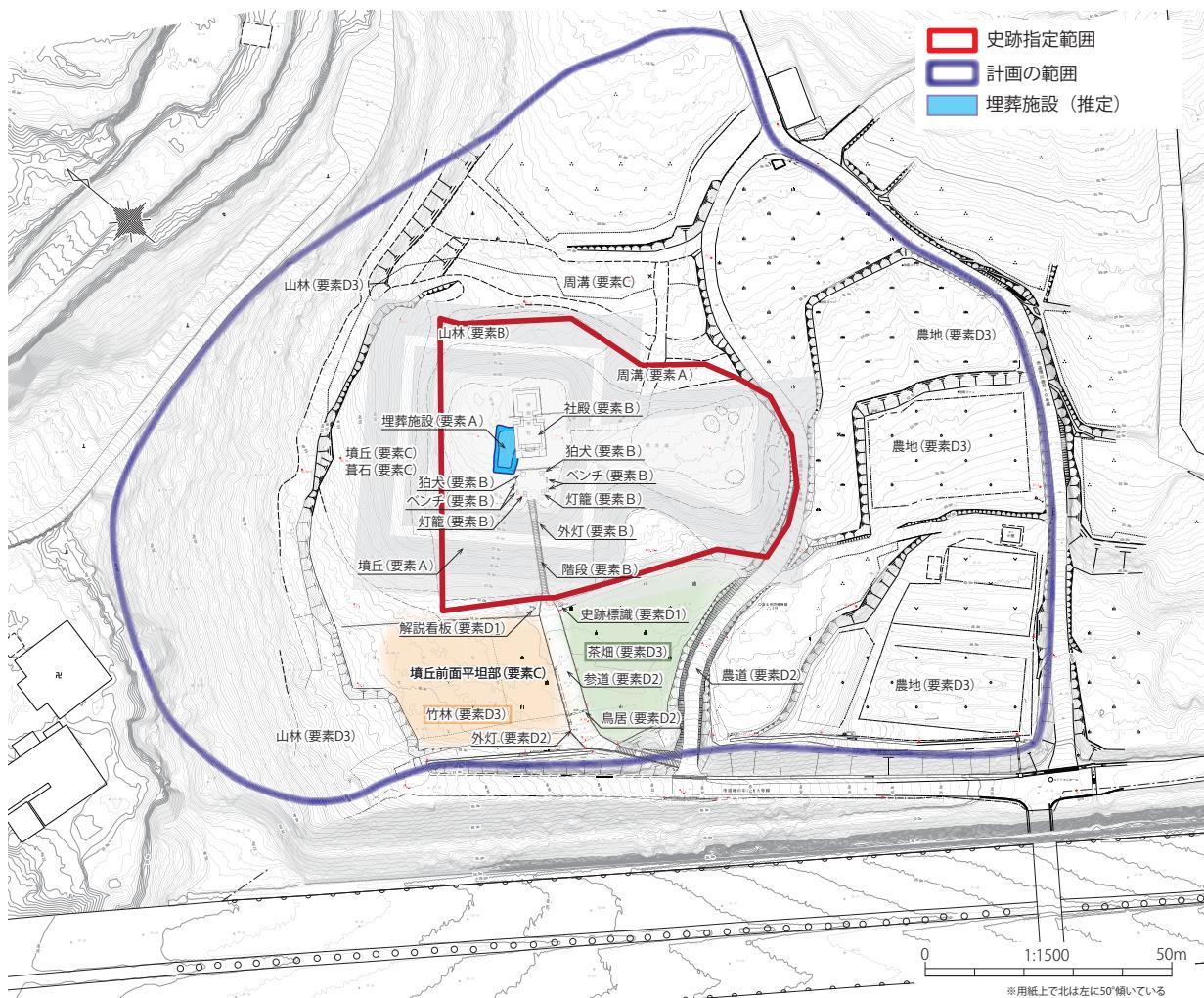
第90図 後方部墳丘南側斜面(南西から)



第91図 後方部南西側葺石(南から)



第92図 前方部墳丘平坦面(西から)



第93図 浅間古墳における構成要素の特定

(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素（構成要素B）

・史跡の保存・活用上、調整を必要とする要素

墳丘の大部分を占める山林と、地域住民の信仰の対象となっている浅間神社に関わる構造物（社）が該当する。また、浅間神社管理に伴う工作物（狛犬・灯籠・石造物等）や階段施設、電柱、石積が該当する。



第94図 後方部北側山林（北西から）



第95図 浅間神社社殿（南から）



第96図 犬・石灯籠（南西から）



第97図 石灯籠・ベンチ（北西から）



第98図 浅間神社までの階段（南から）



第99図 階段の外灯（北西から）

(3) 本来、本質的価値を構成する要素とすべき要素（構成要素C）

本来、浅間古墳の本質的価値を構成する中心的な要素で、土地と一体となった遺構が該当するが、その範囲については、今後の発掘調査において範囲が変更になる可能性が高い。本来的には構成要素Aと同等の扱いをすべき要素であり、墳丘（盛り土、葺石等）の一部、周溝、外周区画溝等の一部、遺物が該当する。



第100図 後方部墳丘西側斜面（南から）



第101図 後方部西側葺石（北西から）



第102図 北側周溝（北西から）

(4) 史跡の指定地外にある本質的価値を構成する要素以外の要素（構成要素D）

- ・史跡の保存・活用に資する要素（構成要素D1）

史跡標識、解説看板、古墳名表示石碑、遺跡案内板、など保存・活用に資する要素が存在する。

- ・史跡の保存・活用上、調整を必要とする要素（構成要素D2）

浅間神社に関わる工作物（鳥居・参道・外灯）や農道が該当する。

- ・環境保全に必要な要素（構成要素D3）

浮島ヶ原低地や駿河湾からの眺望、環境保全に必要な山林等や周辺の農地が該当する。



第103図 史跡標識（南西から）



第104図 説明看板（南東から）



第105図 浅間神社の鳥居・参道(南から)



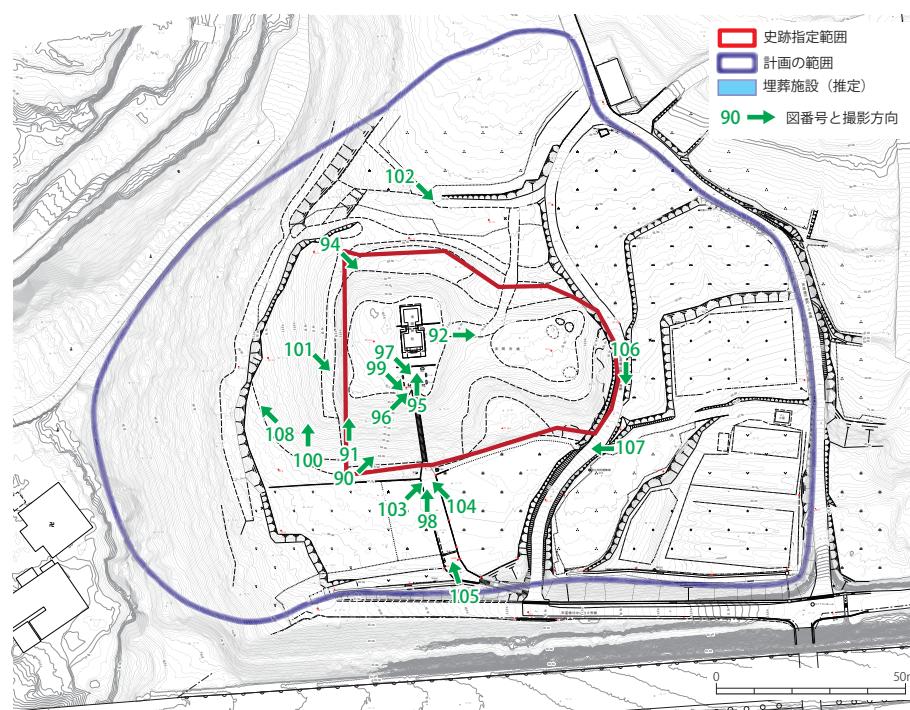
第106図 古墳東側の農道・農地(北から)



第107図 前方部南側の農地（東から）



第108図 古墳西側の山林（南東から）



第109図 写真撮影の位置と方向